

# 第1章

中なかいいネ！第3期計画の策定にあたって

# 1 中なかいいネ！とは

「中なかいいネ！」とは、地域の人々がお互いに支えあい助けあいながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指して、中区に住む人・働く人、全ての人が協力しながら進めて行く計画（中区地域福祉保健計画）の愛称です。

## （1）横浜市の地域福祉保健計画

地域福祉保健計画は、社会福祉法第1条の「・・・福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資すること・・・」とされる目的を受けて、同法第4条に規定されている「地域福祉の推進」の概念を具体化する取組として、同法第107条において市町村が策定することとされている計画です。

横浜市においては、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」に、保健の視点も組み込み、福祉と保健の取組を一体的に推進していくものと位置付けています。

## ○ 社会福祉法（抜粋）

### （目的）

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### （地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### （市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

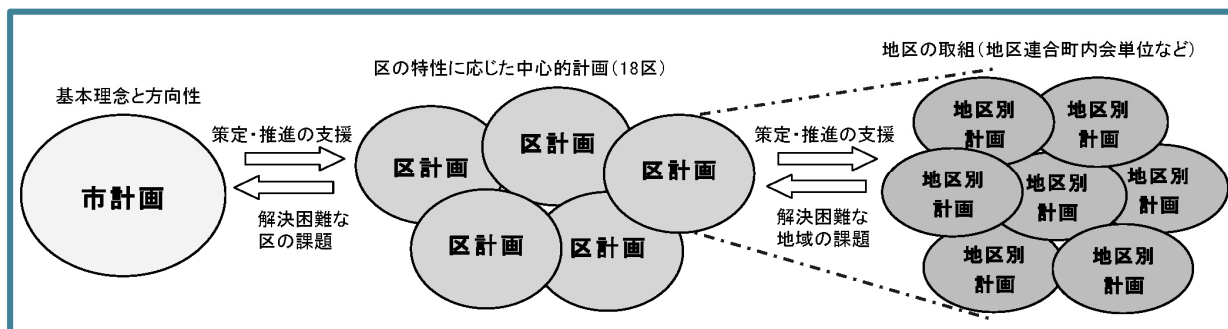
- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

横浜市の地域福祉保健計画は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりをめざして、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として策定・推進するもので、市計画、18区の区計画とで構成され、区計画はさらに区全体計画と地区別計画で構成されています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や地域ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区全体計画を策定し、区の特性に応じた取組を進めていきます。

さらに、地域の生活課題にきめ細かく対応するには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要です。身近な生活圏域での福祉保健課題を抽出し、課題解決の手法を検討することは、毎日の生活の中から出てきた課題であることから、参加が比較的容易であり、また解決に直接関与しやすいといえます。その取組は地域課題を発見し住民自ら取り組む自治の取組であり、また、より広い地域での課題発見にもつながります。そこで、横浜市では区計画の中で、連合町内会単位などを圏域とした地区別計画の策定・推進に取り組んでおり、中区においては、12の連合町内会エリアと寿地区の、合わせて13の地区別計画を策定します。

### <横浜市における地域福祉保健計画の構成（イメージ図及び表）>



	市計画	区計画	
		区全体計画	地区別計画
①位置づけ	基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画
②盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組</li> <li>区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組</li> <li>市民の活動の基盤整備に関する取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉保健に関する区の方針</li> <li>地区別計画の活動を支える取組</li> <li>区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組</li> <li>地域の生活課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支えあいや健康づくりの取組</li> <li>支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組</li> </ul>

（出典）第3期横浜市地域福祉保健計画【概要版】

## (2) 地域福祉と地域保健を一体的に進める意義

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民と関係団体・社会福祉協議会・行政等が連携して、地域の生活課題の解決に取り組み、地域特性に応じた支えあいの地域社会をつくることです。また、「地域保健」とは、健康、保健、衛生、生活環境等に関する地域住民の多様なニーズに的確に対応し、地域で生活する個人やその家族の健康的な生活力が向上できるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との連携に配慮しながら、地域住民の健康の保持及び増進を目的として推進していくものです。

「地域福祉」も「地域保健」もめざすところは、住民が「地域で安心して健やかに生活を送れるようにすること」であり、重視する視点やプロセスも非常に近いものです。そこで、横浜市では、誰にとっても関心を持ちやすい健康や生活環境など「地域保健」に関する取組を「地域福祉」の取組と一体的に推進することが、幅広い市民参加につながることなどから、第2期の市計画（平成21～25年度）から計画の名称を「地域福祉保健計画」として策定・推進しています。

地域では、保健活動推進員や食生活等改善推進員などの地域保健人材が、公的機関と連携しながら健康づくりのための活動を実施しています。こうした人材の活動を支援し、「健康づくり」や「予防」の取組を進め、地域ぐるみの活動を展開することで、より多くの人の参加が得られ、地域の「活力」の向上につなげることもできます。

さらに、地域福祉保健計画を総合的に推進し、地域の「活力」を向上させるには、そこで暮らす人々の主体的な参加と協働の場づくり、関係者間のネットワーク、活動に必要な情報の提供と共有などが不可欠です。

### 【参考】 「地域福祉保健」の領域について

第2期では、児童、障害、高齢、生活保護等という従来の分野に健康づくりや予防といった観点を加えました。さらに、地域での生活を支援していくため、地域を災害や犯罪から守る安全・安心のまちづくり、清潔なまちづくり、多文化共生などの分野も加え、幅広い観点から「地域福祉保健」を捉えて計画を検討しました。

## (3) 中なかいいネ！とは

こうした考え方のもと、中区でも平成18年度に第1期計画を策定して以来、2期10年にわたり、「中区地域福祉保健計画」を策定・推進してきました。

- ◆ 少し長い目で自分たちの地域をあらためて見つめ直して、
- ◆ どんな良いところや生活課題があり、どんな取組をしていったら良いかを、
- ◆ これまでの取組も再確認・再評価しながら、
- ◆ 組織・団体の枠を超えて地域全体で考えて、
- ◆ 「こうなるといいな」という将来像を含めてみんなで共有して一緒に取り組む、

「中なかいいネ！」はそんな計画です。

この第3期計画（平成28～32年度）でも、中区の区民や自治会町内会、事業者、ボランティア、活動団体・グループ、関係機関・施設、そして区役所、社会福祉協議会、地域ケアプラザなど様々な主体による協働を深めながら、新たな5か年の取組を推進していきます。

## 2 中区をめぐる社会状況

### (1) 中なかいいネ！と歩んだ10年 ～第1期・第2期計画の振り返り～

#### 【 第1期（平成18～22年度） ～ まちの姿をみつめて 】

初めての策定となった第1期は、手探り状態での策定となりました。各連合町内会単位の検討の場では、当初、計画の趣旨の周知に奔走しましたが、まちの良いところや困っているところをざっくばらんに話し合い、この地域をどんなまちにしたいか次第に相互理解を深めていきました。

そして、「支えあい助けあう仕組みづくり」、「誰もが暮らしやすいまちの実現」を基本理念とし、4つの基本目標を定めました。

#### <基本目標>

- ① 知り合い、出会う大切さを育てよう
- ② 住みよい環境をみんなで作ろう
- ③ 新しい取り組みを生み出そう
- ④ 交流のさかんなまちづくりをめざそう

策定後は、「めざすまちにするためにはどう取り組んだら良いのか」を、模索しながら進み始めました。そして、各地域や区全体の会議、さらに年に一度の「中なかいいネ！発表会」等で各地域の特色ある取組を情報共有して、自分の地域の目標に沿った取組の参考にし、徐々にまちづくりに向けた取組・活動を広げていきました。

#### 【 第2期（平成23～27年度） ～ 見守り支えあいの空気が醸成 】

中なかいいネ！委員会（中区地域福祉保健計画策定・推進委員会）や各地区での議論。また、広く区民の方々から意見や提案が寄せられ、平成23年度からの5か年計画である第2期計画を策定しました。

策定の際には、次の基本的視点を持って検討しました。

#### <基本的視点>

- ① 「地域福祉保健」を狭くとらえず、地域を良くする知恵を出し合おう。
- ② 中区らしさや地域の良いところに着目し、伸ばしていこう。
- ③ これまでの活動をふまえ、必要な改善やステップアップを目指そう。

これにより、2つの重要テーマと7つの重点取組を定めました。

### <重要テーマ>

- ① 地域のつながりと住民同士の支え合いの充実強化
- ② 活動の継続・活性化と次代を見据えた人材育成

### <重点取組>

- ① 地域の“見守り力”を高めよう
- ② 子どもたちを育む世代間のつながりを豊かにしよう
- ③ 地域の様々なネットワークを強くしていこう
- ④ 個性を認め合う共生社会を目指そう
- ⑤ 地域の人材を発掘し、育てていこう
- ⑥ 中区の人材・資源を生かした取組を進めよう
- ⑦ 今ある活動を大切にしていこう

ここからは、第2期の振り返りを行い、第3期につながる課題（今後に向けて）を抽出します。

## ア 2つの「重要テーマ」に沿った振り返り

### <重要テーマ>

- ① 地域のつながりと住民同士の支え合いの充実強化

## できたこと

### ◇地域からの発案による「見守りキーホルダー」

民生委員からの発案で75歳以上の高齢者（約15,000人）を対象にした「見守りキーホルダー」の取組が27年4月にスタートしました。27年12月末現在で573人の方がキーホルダーを持ち、安心して外出できるようになったなどの感想も寄せられています。この取組をきっかけに、地域ぐるみで見守り支えあう意識が高まっています。

### ◇認知症サポーター企業認証

認知症サポーター企業の認証は、他区にはない中区独自の取組です。企業数が多いという中区の特性を生かし、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症を理解し見守りをしてくれる企業等を増やすことで地域の支えあいを充実強化することを目的に24年度から実施しています。この事業は、認知症に理解がある従業員を増やすために認知症サポーター養成講座を受講した金融機関や薬局、理美容院等を認知症サポーター企業として認証しており、27年9月末時点で201事業所となっています。これにより企業も地域の一員として、認知症と思われる方の接客を工夫したり、区や地域包括支援センターへの相談を勧める等の取組をしています。

## ◇ 認知症カフェの取組

認知症の方やその家族、周りで支える方々を中心に、だれでも立ち寄って情報交換をしたり、一息ついたり、自由に過ごせる空間として、認知症カフェの取組が、区内3か所（「認知症カフェ けみく」（元町2丁目）、「コミュニティカフェ おしゃべりば や・ま・と」（大和町）、「本牧通りふれあいカフェみやばら」（本牧原1丁目））で行われています。

## ◇ 障害福祉の活発な活動

「ポレポレまつり」や「本牧サポートプロジェクト」など、障害の有無に関わらず参加でき、障害者団体や自治会町内会、地域の企業がお互いに助けあい支えあいながら開催するイベント等が増えており、区も積極的に運営を支援しています。「ポレポレまつり」は区内の障害者地域作業所・福祉施設など福祉関係団体、中区社会福祉協議会など、障害者と地域住民とが共に楽しみ、作業所製品を販売し、障害者団体の活動を広めることを目的として、趣旨に賛同する30団体以上が協力し、19年間開催されています。また、新たな取組として27年7月に設立された「本牧サポートプロジェクト」は、区内の障害者地域作業所・福祉施設及びY. S. C. C.（J3加盟のプロサッカーチーム）などの自主製品の販売活動を軸に、地域の企業、団体、メディアが緩やかな連携を保ちつつ、お互いに支えあい、助けあいながら福祉・スポーツの枠を超えて元気で活力のある街づくりをめざして活動しています。

## ◇ 障害者の社会参加

区役所別館にあるナカナ・カフェ（軽食喫茶）や商業施設、地域の学校、企業の行事で、障害者作業所等の自主製品（ポレポレグッズ）の販売の機会が増えており、地域住民と障害者が関わる機会が増えています。自主製品の販売を通じ、障害に対する理解を深め、障害者の積極的な社会参加を促しています。

## ◇ 地域子育て支援

保育園が、地域の親子にとって気軽に遊びに行ける実家のような存在となるよう、「グランマ保育園」事業を23年7月から21園で開始し、27年10月末時点では30園で実施しています。絵本貸出（26年度貸出冊数：11,539冊）、育児相談（26年度相談件数：2,001件）、施設開放（26年度延べ参加人数：2,549人）、一時保育を行い、親子の交流の機会を提供しています。

## ◇ 地域支援体制の構築

地区担当課長をはじめ係長、保健師・社会福祉職からなる地区別の地域支援チームを13地区すべてで立ち上げ、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの3者が地域の情報共有と支援方針の共有を行ったうえで、各地区での活動支援を行う体制を整えました。例えば第4地区南部では、認知症サポーター養成講座の進め方について地域支援チームと地域が協働で話し合い、地域の方が講座に参加しやすくするための工夫として出前講座の形をとることや、活動のためのツールとして電子紙芝居を作成するお手伝いをするなど、地域での活動における課題解決に対するアドバイスや、進め方についての相談を行いました。

## ◇ 防災・減災

地域の震災対策に取り組むにあたっては、火災対策や津波対策など地域によって必要となる対策が異なるため、それぞれの地域の防災上の課題・特性を知ることが大切です。その機会と

して「防災まち歩き」や「防災マップづくり」が有効であり、25年度以降、第1北部地区連合町内会をはじめ区内のおよそ30自治会町内会で「防災まち歩き」や「防災マップづくり」が実施されており、これらを通し、災害時における地域の助けあいの大切さに関する認識が深まっています。

#### ◇地域防災拠点での防災訓練

区内の各地域防災拠点（小中学校など）では、定期的に防災訓練が行われました。特に北方小学校や間門小学校、山元小学校などでは在学する小学生が地域の皆さんと一緒に訓練に参加しました。また、港中学校では、拠点での訓練をきっかけとして中学生自らが地元の消防団などと独自の訓練を行うなどの取組も行われました。

#### ◇元気な地域づくり推進事業

地区連合町内会のエリアを単位に、地域で活動する様々な団体が“横つながり”で連携・協力して、主体的かつ継続的に地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」が設立されています。同協議会は、自治会町内会をはじめ、スポーツ推進委員、青少年指導員、民生・児童委員、保健活動推進員、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、商店会など、地域の様々な団体が情報を共有し、連携、協力して課題解決に向けて取り組む仕組みです。28年3月末現在、8つの地区（第4地区南部、本牧・根岸地区、第4地区北部、第2地区、新本牧地区、石川打越地区、第1北部地区、第3地区）で協議会が設立され、地域交流、商店街活性化、認知症予防、ウォーキング、花いっぱい運動、イベントカレンダー等の地域に応じた様々な取組を進めています。

#### ◇防犯活動

区内4警察署、4防犯協会・防犯協力会と区役所、自治会町内会、関係団体、企業、事業者等が連携してまちの安全安心に向けて取組を進めています。自治会町内会が中心となった定期的な自主防犯パトロールなど、“自分たちのまちは自分たちが守る”取組が進んでいます。また、地域自主防犯活動委員会（各地区連合町内会の防犯担当者から構成）、区役所、区内4警察署、社会貢献活動に積極的に取り組む民間企業が連携して、はまっこふれあいスクール・放課後児童クラブ・保育園を対象にした「スター☆ジャン子ども防犯教室」（26年度6回）及び「マクドナルド子ども防犯教室」（26年度1回）、老人クラブを対象にした「アルソック高齢者防犯教室」（26年度1回）を開催し、犯罪防止に向けた啓発に取り組んでいます。

#### ◇振り込め詐欺防止

振り込め詐欺被害防止のため、区内4警察署、4防犯協会・防犯協力会、区役所による合同対策会議を開催し、区内企業・事業者の協賛と横浜港郵便局の協力で「振り込め詐欺撲滅はがき」26,000枚を郵送（27年2月）するとともに、「振り込め詐欺注意喚起ちらし」4,500枚を自治会町内会で班回覧（27年2月）しました。区内4警察署、4防犯協会・防犯協力会、自治会町内会、企業・事業者が連携して、振り込め詐欺被害防止に取り組んでいます。

#### ◇こどもの交通安全

小学校ごとに組織するスクールゾーン対策協議会（中区のこどもたちに関係する学校は、中区9校、西区1校、南区2校、磯子区1校、横浜中華学院）では、通学路の危険箇所を把握し、



関係機関に子どもの安全・安心に向けた要望を行っています。区役所、土木事務所、警察署では、現地状況を把握・検討し、スクールゾーン路面標示や電柱巻の設置・補修等（区役所）、歩道の補修、ガードレールやカーブミラーの設置・補修、街路樹の剪定等（土木事務所）、横断歩道の補修等（警察署）を進めています。

#### ◇高齢者の交通安全

交通安全シルバーリーダー（高齢者の交通安全指導者）は、老人クラブ会員が養成研修を受講することにより増えており、警察署・交通安全協会が実施する交通安全キャンペーンへの参加をはじめ、身近な通学路で自主的に登下校時の児童を見守る活動を行うなど交通事故防止に向けた地域での活動が広がっています。

#### ◇商店街振興

中区では、27年度から新規事業「中区商店街魅力アップ事業」を開始し、商店街の魅力再発見、賑わい再生に向けたモデル事業として、本牧通り沿い商店街を対象に取組を進めています。商店街と区民・消費者（消費生活推進員等）をつなぎ意見交換を行う「商店街交流会」、大鳥小学校、北方小学校の3年生約180人を対象にした「商店街お仕事体験」（3商店会15店舗）を実施するなど、商店街が更に魅力を増し、賑わい、活性化するための協働の取組を進めています。また、中区民祭り「ハローよこはま」では、商店街出店コーナーを設置（5商店会が出店）し、中区ウォーク&健康フェスティバルでは、9商店街を巡る「商店街めぐりコース」を新設するなど、身近な商店街の魅力を再発見していただく、商店街PRに力を入れています。

#### ◇多文化共生

中区は、18区で最も外国人が多く、区民の約10%、市内で生活している外国人の約20%が在住しています。外国人人口は増加傾向にあり、母語（言語）も多岐にわたっています。国際交流ラウンジでは、日本語ボランティアによる日本語教室や、多文化共生事業ボランティアによる多文化理解・交流イベントの運営サポート・通訳支援も実施しています。また、区内の小中学校に転入してくる子を持つ保護者に、学校生活や日本の教育制度などについて、英語・中国語で個別に説明し、学校につなぐ「スクールガイダンス」を行っています。

#### ◇日本語支援・学習支援

中区には、外国籍・外国につながる児童生徒が4割を超す市立中学校もあり、その児童生徒の多くは授業に必要な学習言語を習得する機会が十分ではありません。そのため、国際交流ラウンジ等と連携し、母語で学習支援等を行うサポーターを学校へ派遣する「学校支援多言語サポーター事業」を26年度から開始し、当該年度は95件の利用がありました。また、放課後を利用して、ボランティアの学習サポーターが中学生に教科学習等の学習支援を行う「放課後学習支援」については、これまで週2回実施していたところ、27年度は週3回に増やしました。さらに会場についても、27年度から国際交流ラウンジに加え、一部中学校でも実施しています。

## 今後に向けて

#### ✓自治会町内会加入率の向上策

地域の絆を育み、地域で支えあい、住みよいまちづくりを進めるため、自治会町内会と区役

所が連携して加入チラシを作成、配布したり、未加入マンションの管理組合に対して自治会町内会設立を働きかける等の加入促進に取り組んでいますが、自治会町内会加入率は、64.8%（27年4月1日現在）と18区中最下位であり、引き続き、自治会町内会と連携した加入促進に取り組む必要があります。

#### ✓健康づくりの働きかけ

近年、適度な運動やバランスのとれた食事、禁煙などに加えて、地域との交流や様々な活動への参加など、積極的に「つながり」をつくるのが、心身の健康に効果があると言われ、横浜市においても「つながりde健康づくり」として啓発を始めたところです。まだ、この概念が十分に地域で理解されていませんが、今後は、「つながりde健康づくり」を周知することで、多くの区民が健康づくりも意識しつつ地域活動に参加し、地域活動自体もより活性化されることをめざします。

#### ✓育児不安の解消

中区は人口の流出入が多い区であり、地縁や血縁の薄い中で、不安感や孤立感のある育児になりやすい状況があります。また、ひとり親家庭や再婚率が高いなど、複雑な家庭環境にある子どもが多い状況です。そこで、20年度から始まった「こんにちは赤ちゃん訪問事業」により、地域の訪問員が、子育てに関するいろいろな情報を提供するとともに、地域でのつながりを持つきっかけを作る取組を行っています。一方、訪問率が26年度末で84.3%と市の平均89.3%を下回っています。広報等により周知を図るなど区民に対し事業への理解を深め、訪問率の向上に努める必要があります。

#### ✓親子の居場所

子育ての仲間づくりを支援するため、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、赤ちゃん学級等の親子の居場所を設置していますが、保護者同士を引き合わせ、つながりやすくなる機会を提供するなど、今まで以上に地域の支援者等による働きかけが必要です。

#### ✓子育て支援のさらなる充実

子ども・子育て新制度の施行により、子育て支援に関する事業・制度・施設等が充実し、多様になることから、これらの円滑な利用を支援するための「利用者支援事業」が新たに位置付けられました。横浜市では、28年1月から各区の地域子育て支援拠点に、専任スタッフ（愛称「横浜子育てパートナー」）が配置されました。これを踏まえて、今まで以上に、子育てに役立つ情報の入手や、仲間づくりができる場の利用がしやすくなるよう、チラシやホームページなどの不特定多数を対象とした情報提供だけでなく、一人ひとりのニーズに合わせて相談や助言ができるようにしていくことが必要です。

#### ✓認知症サポーター及びボランティアの養成

認知症の方とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるように住民の認知症の理解を促進する認知症サポーター養成講座等による普及啓発が引き続き必要です。更に、近隣住民のボランティア等により身近な生活支援が行われるようボランティア養成講座等の開催を検討していく必要があります。

## ✓風水害対策

昨今は地震対策だけではなく、風水害対策も防災上重要な課題となっているため、危険な崖を抱える地域を中心に、風水害対策を想定した「防災まち歩き」等も実施し、風水害に備えた「自助・共助」を進めることが課題です。

## ✓交通安全対策

中区は9年連続高齢者交通事故多発地域に指定されており、警察署、交通安全協会、安全運転管理者会、区役所、関係団体が連携して啓発活動に取り組んでいますが、なかなか事故が減らない状況であり、更なる取組の強化が必要です。また、自転車交通事故も多く、交通事故を一件でも減らすため、現在、横浜市が進めている「横浜市自転車総合計画」（まもる・はしる・とめる・いかす）の策定に向けた推移を見ながら、引き続き、関係機関、団体が連携し、啓発活動を強化していく必要があります。

## ✓振り込め詐欺防止対策の継続

警察署、防犯協会・防犯協力会、区役所、関係団体が連携した取組により、振り込め詐欺発生認知件数及び被害額は減ってきてはいますが、まだまだ振り込め詐欺による多額の被害が発生しており、引き続き関係機関が連携した注意喚起の啓発活動を継続していくことが必要です。

## ✓商店街振興策の充実

中区は大規模な商店街から地域密着型の商店街まで、46の商店街（27年10月末現在）があります。商店街が更に魅力を増し、賑わいを創出することが地域の活力につながるため、地域と連携した商店街振興が課題であり、区役所としても協働の取組を進めていく必要があります。

## ✓外国語サポーターの確保

区内の外国人を対象とした日常生活や地域の活動を支援する、中国語をはじめとした外国語のサポーター・ボランティア人材が不足しています。また、サポーター等の制度もより区民にわかりやすく、参加しやすくなるように支援する必要があります。

## ✓外国籍・外国につながる子どもへの学習支援

「外国籍・外国につながる児童生徒」を対象に実施している放課後学習支援事業では、市民ボランティアの「学習サポーター」が原則1対1で学習の進捗に合わせた指導を行っています。増加する日本語指導が必要な生徒を支援するための、日本語や教科学習をサポートできる人材が不足しており、養成や確保が必要です。

## ✓多文化共生社会の実現

中区は、市内はもとより国内でも有数の外国人居住地域で、区の人口の約10%が外国人です。区役所では、窓口での多言語サービス等言葉のサポートを中心に対応して来ましたが、区役所全体として外国人の生活上の課題解決等に向け、27年度に「区内多文化共生推進プロジェクト」を立ち上げたところです。今後、現状分析・課題整理等を通して、地域とのつながりづくりや、出産・子育て、教育、生活支援、介護・医療、防災・減災等生活の様々な場面で困難を抱えている外国人への支援に取り組んでいく必要があります。

## <重要テーマ>

### ② 活動の継続・活性化と次代を見据えた人材育成

## できたこと

### ◇ラジオ体操の普及

個人や地域が継続的に健康づくりに取り組めるよう、区を挙げてラジオ体操を推進しています。保健活動推進員会でラジオ体操講習会を開催し、保健活動推進員自らが正しい動きを学ぶだけでなく、ウォーキング等の地区活動でも準備体操として取り入れています。

### ◇ウォーキングの浸透

保健活動推進員が地域で企画・運営する健康づくりの活動において、月1回以上ウォーキングに取り組む地区が5地区、年に数回取り組む地区が4地区となり、身近な地域で、効果的かつ安全なウォーキングを企画・運営する人材が育っています。

### ◇ラジオ体操への支援

各地区において夏休みを中心に実施される早朝ラジオ体操会場と保育園にラジオ体操指導員を派遣（横浜市体育協会へ委託）し、正しいラジオ体操の普及に努めています。8地区9か所の会場で約630人が参加し、竹之丸保育園では約70人の園児が参加しました。

### ◇寿地区での健康増進

寿地区は、地区内の簡易宿泊所に約6,300人が居住しており、高齢化率は50%を超えています。また、要介護状態の要因の一つとなる生活習慣病も多く、中区の他の地域より若い年齢で要介護認定を受けている状況です。このような健康リスクが高い約2,300人の疾病の悪化と介護予防が急務となっているため、ことぶき高齢者健康維持支援事業を実施しています。この事業は、看護師と社会福祉士が訪問による個別支援を行うことで、寿地区の高齢者が健康の自己管理が出来るようになることや、他者との交流や社会参加が可能となることを目指しています。この取組を地域の支援者や関係団体と一緒に行うことで介護予防についての関心が高まっています。

### ◇老人クラブ加入者の増

高齢者が地域における様々な活動に取り組むことで、自身の健康維持と互いに支えあう地域づくりを進めていくことを目的に、26年度から、老人クラブ未加入者を対象に、体験参加券付きのクラブ紹介チラシの作成や寄席の開催といった様々な加入促進の取組を実施しています。その成果として、中区老人クラブ連合会の会員数が8年ぶりに純増しました。

【中区老人クラブ連合会における会員数の推移】（各年4月1日現在）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
会員数 (前年比)	4,605人 (▲107人)	4,515人 (▲90人)	4,391人 (▲124人)	4,113人 (▲278人)	4,118人 (+5人)

## ◇小中学生の防災意識向上

中学校での防災体験教室（2校）や防災出前講座（延べ7校）の実施を通して、災害時に中学生がジュニアボランティアとして活躍できるよう人材育成を行っています。また、小学校においても防災体験教室（3校）を実施し、学齢期からの防災意識の啓発に取り組んでいます。

### 今後に向けて

#### ✓地域の担い手としての若年層への働きかけ

人材育成の観点での取組は、中学生の担い手体験などで将来に向けて種を蒔くことができましたが、地域活動に直結する人材という意味では今一步成果を出すことができませんでした。既存の担い手に身近な人々を担い手としていく取組と併せて、裾野を広げるための広報活動が必要です。

#### ✓児童虐待防止のための見守り

児童虐待防止のためには、地域での見守りが大切です。継続的な見守りのためには、民生・児童委員等に加え、新たな担い手の発掘や育成が必要です。

#### ✓寿地区での健康増進に向けた地域づくり

「ことぶき高齢者健康維持支援事業」を実施することで寿地区の高齢者の疾病の悪化と介護予防に効果が出ていますが、健康の自己管理を継続するには、見守りや声掛けをする機能が少ないため、地域への働きかけを行い、見守り力を高める必要があります。そして、このような地域づくりは、寿地区の地域包括ケアシステム構築に向け、継続して実施する必要があります。

#### ✓防災訓練への小中学生の参加促進

児童・生徒が地域防災拠点の訓練に参加している拠点はあるものの、今後更に児童・生徒の拠点訓練への参加を増やすことが望ましいため、地域・学校・行政が連携し、訓練内容の充実や訓練実施時期等の児童・生徒が参加しやすい環境整備を行っていくことが課題です。

## イ 7つの「重点取組」に沿った振り返り

### <重点取組>

- ① 地域の“見守り力”を高めよう

### できたこと

#### ◇地域からの発案による「見守りキーホルダー」（p6再掲）

#### ◇児童虐待防止の取組強化

児童虐待防止のための地域の見守り力を高める取組として、民生・児童委員等、地域の支援

者向けの研修を13地区中5地区で開催しています。引き続き、全地区での実施に向け取り組んでいきます。また、24年度から保育園と、さらに27年度から学校関係者とともに学び合う研修・事例検討会を開催しています。

#### ◇災害時要援護者の情報提供

災害対策基本法の改正及び横浜市震災対策条例の改正に伴い、災害時要援護者支援事業として、26年度から自治会町内会の同意を得た上で地域の防災組織に要援護者名簿を提供する「情報共有方式」による取組を開始しました。同年から「情報共有方式」10か所、「同意方式」1か所、合わせて11か所の自治会町内会で地域ぐるみでの取組が始まっています。

#### ◇企業区民の参加促進

「認知症サポーター企業認証」を実施することで、企業等も地域の一員として見守りに協力しています。

### 今後に向けて

#### ✓ 認知症サポーター及びボランティアの養成（p10再掲）

#### ✓ 障害への理解促進

障害者が地域で安心して生活するためには、福祉の専門家だけではない、身近な地域での見守りが必要です。日頃の生活から災害等の緊急時まで、地域で見守られ安心して生活できるよう、障害特性や対応などを正しく理解するための、障害者自立支援協議会を中心に更なる啓発活動が必要です。

#### <重点取組>

② 子どもたちを育む世代間のつながりを豊かにしよう

### できたこと

#### ◇絵本の読み聞かせの拡大

乳幼児期のこどもが豊かな体験を積み重ねていけるよう、竹之丸保育園では、26年度から、毎日絵本の読み聞かせをしています。また、区内の絵本貸出実施園に対する絵本購入費の補助（26年度～）や、保育園職員向けの研修を行うことで、民間園でも、絵本の読み聞かせの取組が広がっています。

#### ◇多様な能力を活かす取組

地域子育て支援拠点が募集した「子育て応援ボランティア」を、庭木の剪定や裁縫などの保育園での活動につなげることで、地域の人材が活動する機会が拡大しました。

## ◇青少年指導員とスポーツ推進委員の連携

中区では、青少年指導員協議会とスポーツ推進委員連絡協議会が連携して活動を進めており、「なかくっ子フェスティバル」「文明開化ウォークラリー」等の開催、「ハローよこはま」等への参加、各地区での運動会やレクリエーション大会等の活動を通して、青少年の健全育成に取り組んでいます。また、毎年、合同宿泊研修会を開催し、両協議会の連携を強化しています。

## ◇こどもたちの健やかな育ちのために

こどもたちが健やかに育つために、4か月、1歳6か月、3歳の時点で乳幼児健康診査を医師会、歯科医師会を中心とした医療機関の協力を得ながら実施しています。また、妊婦健診等を通じて、こどもが生まれる前からの支援を、さらに出生後も通常の診療時に、気になる親子がいた場合には区役所と連携を図っており、早期に家庭訪問等を実施することで、必要な支援を提供する等の対策につなげています。

【参考】 平成26年度の乳幼児健康診査

	対象者数	受診者数	受診率
4か月児健診	1,088	999	91.8%
1歳6か月児健診	1,138	1,002	88.0%
3歳児健診	1,045	922	88.2%

## ◇主任児童委員の活動

各地区の主任児童委員が中心となって、区内5か所で2～3か月に一度程度「親子のひろば」を開催しています。子育てに関する相談や情報共有、ちょっとした悩み事を話すなど、親同士、親世代と子育ての先輩とのつながりにより育児不安の解消と親子の居場所づくりが進んでいます。また、そのほかにも各地域ケアプラザを会場とした子育てサロンを実施しているほか、第4地区北部では地区独自の取組として会場を確保して子育てサロンを開催しています。さらに、定期的に区内の中学校の生徒指導専任教諭との連絡会で情報共有を進めています。

会場	主な担当地区	
親子のひろば	野毛地区センター	第1北部地区、埋地地区
	青少年育成センター	関内地区、第1地区中部
	聖母愛児園	第3地区
	中区福祉保健活動拠点なかふく	第2地区、石川打越地区
	本牧ポートハイツ	本牧・根岸地区
子育てサロン	新山下地域ケアプラザ	第4地区北部
	不老町地域ケアプラザ	埋地地区
	麦田地域ケアプラザ	第3地区
	本牧原地域ケアプラザ	第4地区南部、新本牧地区
	簗沢地域ケアプラザ	第6地区
	本牧和田地域ケアプラザ	本牧・根岸地区
	アソカ幼稚園	第4地区北部



## 今後に向けて

### ✓ 「働き・子育て世代」のニーズ把握

健康づくり事業への「働き・子育て世代」の参加者数が少ない状況で、これらの世代への健康づくりの啓発が十分になされていません。「働き・子育て世代」のニーズを的確に把握し、効果的に情報発信を行うため、子育て支援機関等と連携し計画的に取り組む必要があります。

### ✓ 子育て支援の裾野拡充

地域でこどもを預かりあう「横浜子育てサポートシステム」については、利用したい人が約420人に対し、提供できる人は約90人（28年1月現在）と、提供側の人材が不足しています。また、地域子育て支援拠点でのこどもの見守り、保育園での裁縫や庭木の剪定などを行う「子育て応援ボランティア」の登録数は、現時点で約30人と伸び悩んでいます。そこで、地域の多様な世代の方に対し、子育てに関わるきっかけづくりや、活動を継続するためのやりがいを持てるような取組の充実が必要です。

#### <重点取組>

#### ③ 地域の様々なネットワークを強くしていこう

## できたこと

### ◇ 食育ネットワーク

「中区の食育を考える会」（食生活等改善推進員、保健活動推進員、地域子育て支援拠点、保育園、小・中学校、ガス会社、スーパー、コンビニエンスストア、農協、環境創造局、中区役所で構成）では、団体間の相互理解が進み、食育イベント開催やレシピ配布の協力など、新たな連携による取組が生まれています。

### ◇ 地域福祉保健計画と元気な地域づくり推進協議会

中なかいいネ！の取組の中で、元気な地域づくり推進協議会の立ち上げや運営についてノウハウを伝達し、あわせて事業展開を支援しています。

### ◇ 寿地区の健康増進

ことぶき高齢者健康維持支援事業を実施することで、寿地区の高齢者の健康増進について、地域の支援者や関係団体と情報共有ができるようになっていきます。また、区役所内においても寿地区の対象者に関係する課の連携・職種の連携が進んでいます。

### ◇ 徘徊ネットワークの充実

認知症により徘徊する高齢者等が行方不明になった時に早期に発見・保護することで高齢者等の安全を守ること、また、認知症高齢者等に対する理解や意識の向上を目的として、区内の警察署や公共交通機関等と連携し「中区徘徊高齢者等ネットワーク事業」を実施し、対象者



やネットワークの構成メンバーを拡大し、行方不明になった高齢者等の発見協力に取り組みました。

#### ◇障害者自立支援協議会

「みはらしポンテ」（中区障害者支援拠点）が24年に開所し、障害者自立支援協議会を中心とした連携体制が充実しています。協議会における部会数は当初の2部会（成人部会・児童部会）から27年度には6部会（児童部会・障害ヘルパー部会・グループホーム部会・計画相談部会・精神部会・発達障害部会）に増え、一人ひとりの課題を地域の課題として捉え、障害者やその家族、様々な関係機関が協力して課題解決に取り組む環境が整ってきました。25年度以降、障害者や障害者支援に関わる関係機関だけでなく、地域住民も参加する防災研修、講演会を行っています。

#### ◇生活困窮者自立支援施策

27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、全国の自治体で生活に困窮している方々を支援する取組が始まりましたが、中区では法の施行に先立ち、25年10月からモデル事業を実施しました。区役所各課や区社会福祉協議会、地域ケアプラザのほか、様々な団体や機関が連携して個別の課題を抱えた方々への支援を進めています。モデル実施期間（25年10月～27年3月）には343人の方から相談を受け、利用申込みをした98人の方に就労支援や家計相談支援などを実施しました。法施行後は27年9月までの半年間に142人の方から相談を受け、利用申込みをした45人の方々に支援を行っています。また、より効果的な支援に結びつけるための連携促進に向けた支援調整会議を、区役所関係各課だけではなく区社会福祉協議会やハローワーク、法テラス等をメンバーとして定期的（2か月に1～2回）に開催し協議を行っています。さらに、民生委員や社会福祉施設運営法人の代表をメンバーに加えたネットワーク連絡会を開催し、地域のネットワークの構築についての検討や社会資源の開拓等に関する検討を行っています。

### 今後に向けて

#### ✓老人クラブ活動の充実

老人クラブにおける「友愛活動員」は、地域における見守りや支えあいを行うなどの活動を行っていますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、その役割がますます重要視されます。地域資源の一翼を担う老人クラブの機能強化に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

#### ✓障害者自立支援協議会のさらなる機能強化

障害者自立支援協議会の部会数も増え、活動内容も充実し活発化しています。部会ごとに外部講師を招いた研修会を、部会自らが企画・開催するなど、更なる自主的な取組となるよう働きかける必要があります。

#### ✓生活困窮者支援の輪の拡大

生活困窮者自立支援の取組の中では、まだまだ関係機関や地域からの情報提供や地域での広がりや一層地域における支援のネットワークの構築を進め、困窮者の早期発見やインフォーマルサービスの充実を図っていく必要があります。

## ✓ 認知症対策の充実

認知症を疑っても、高齢者やその家族が受容できず、早期受診ができなかったり、必要な福祉サービスが利用できていないという課題があります。また、認知症の相談窓口についても十分知られているとはいえません。引き続き認知症の普及啓発や医療と生活支援の体制整備が必要です。

### <重点取組>

#### ④ 個性を認め合う共生社会を目指そう

### できたこと

#### ◇ 発達障害への取組

発達障害の正しい理解を促すため、ネットワークづくりのための連絡会の開催や、保護者向けの講演会を開催しています。27年度からは、障害者自立支援協議会に発達障害部会を立ち上げ、さらに幅広いネットワークができつつあります。

#### ◇ 多言語広報

多言語広報紙（英語・中国語）、多言語ホームページ（英語・中国語・ハングル）での情報提供をするとともに、広報よこはま中区版で多文化共生の取組を紹介してきました。（特集を年1回、「みんな中区人（中区で活躍する外国人を紹介）」これまで15回）

#### ◇ なか国際交流ラウンジの多様な取組

なか国際交流ラウンジでは交流の拠点として、講座・イベント、日本語教室、生活相談、情報提供等を行いました。また、お互いの文化的な違いを認識するための「国際理解セミナー」の開催をはじめ、第2期計画の初年度（23年度）から始まった「中区多文化フェスタ」（毎年12月開催）においては、各国の芸能や食などを通じての文化交流や相互理解を進めています。

#### ◇ 区役所窓口での多言語対応

区役所窓口に、英語・中国語の「国際サービス員」（専門嘱託員2人）を配置しています。さらに、外国語での通訳・案内のできる嘱託員等を配置したり、外国語通訳が可能な職員13人を「中区外国語サポーター」として登録し、窓口の応援をしています。（人数は27年度）

### 今後に向けて

## ✓ 障害者差別解消法の取組

「排除しない社会」に向けて、理解を広める取組が重要です。28年4月に施行される障害者差別解消法について、区においても障害者差別解消に向けた取組を積極的に進める必要があります。

## ✓虐待やDVへのきめ細かな対応

虐待やDV等の対応においては、こども、女性、外国人等、それぞれの特性を理解した、きめ細かな支援が必要です。そのため、専門機関や、当事者支援に精通したNPO等の協力も得ながら、例えば、学齢期のこどもたちへの生活支援について取り組むことが必要です。

## ✓広報紙の配布先の工夫

多言語広報紙の配布先を増やそうと、区内の外国人関係機関等を訪問したところ、多言語広報の存在があまり知られていないことがわかりました。より多くの外国人が地域で生活する上で必要な情報を入手できるよう、外国人の集まる飲食店・食材店、教会、医療機関等への配布先拡大や、外国人が利用するSNS（人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のホームページ）の活用など多言語広報の発信手法を検討していく必要があります。

## ✓多言語へのICTの活用

タガログ語、タイ語、ベトナム語などでの対応の需要も増えています。様々な言語の外国人に対応できるよう、インターネットを活用した通訳等ICT（インターネット等に関連する情報通信技術）の活用や、「やさしい日本語」での情報提供等に取り組む必要があります。

## ✓なか国際交流ラウンジ業務の充実

なか国際交流ラウンジは、外国人からの各種相談窓口として設置していますが、法律問題や専門的な課題相談の事例が増えているため、研修等を通じた資質の向上が必要です。また、英語や中国語以外の言語での相談も増えており、外国語能力の高い職員の確保や多様な母語への支援、各国の文化紹介などの機会を増やしていく取組が重要です。

## ✓ソーシャルインクルージョンの考え方の普及

貧困、教育、障害、国籍・民族等様々な領域で、個人が排除され、社会的交流や社会参加までも阻まれ、徐々に社会の周辺に追いやられていく「社会的排除」のリスクが現代社会にあります。中区においては、区民一人ひとりの尊厳が守られるよう、人権尊重の視点を持ちながら本計画を進めていきます。すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考えを広げていくとともに、一人ひとりに寄り沿ったきめ細かな支援をしていく必要があります。

### <重点取組>

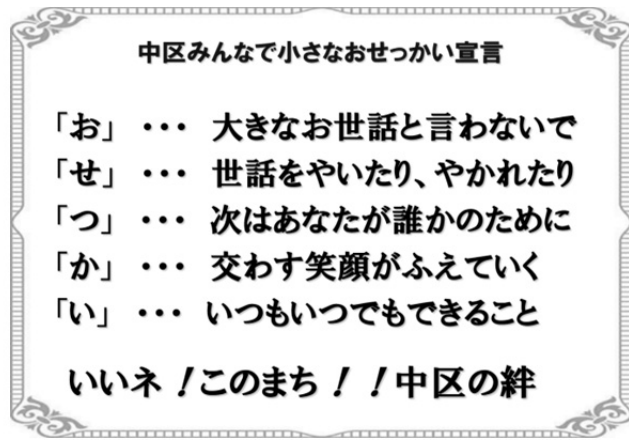
⑤ 地域の人材を発掘し、育てていこう

### できたこと

## ◇中学生の担い手の増加

中学生の担い手体験では、老人クラブ連合会の運動会や地域の運動会、ウォーク&健康フェスティバル、元気フェスタ等の区行事において、多くの中学生が担い手として活躍しました。

感謝の気持ちを中学生に伝えるためのバンダナ・サンクスカード等のツールを地域の皆さんに提供し、カード作製のノウハウを伝えるなど、地域の方との協働による取組とすることができています。



中区みんなで小さなおせっかいバンダナ



おせっかいバンダナを身につけて、地域で行われているサロン・お祭り・運動会などのイベントに、次世代を担う中学生が担い手として参加しています。

## 今後に向けて

### ✓ 負担感の軽減

民生・児童委員や保健活動推進員の委嘱替えにあたり、新たな人材の発掘に苦慮しています。活動への理解を深めるとともに、委嘱委員への負担感を軽減する工夫も必要です。

### <重点取組>

⑥ 中区の人材・資源を生かした取組を進めよう

## できたこと

### ◇ 保健活動推進員の活躍

保健活動推進員が地域ケアプラザやスポーツセンター等の協力を得ながら、地域で自主的に健康に関する測定会やウォーキングに取り組んでいます。

## ◇デイ銭湯参加者増の工夫

地域での交流や様々な活動に参加することで介護予防となるよう区内の銭湯において デイ銭湯事業を実施しており、25年度から区内にある「横浜にぎわいい座」から嚆家を派遣してもらい、「銭湯寄席」を実施して多くの高齢者の参加を得て、閉じこもり予防や介護予防の啓発を図りました。

## ◇寿地区での介護予防の拡大

「ことぶき高齢者健康維持支援事業」では、健康維持の活動場所の一つとして、寿地区内に既にある「寿でい」、「木楽な家（きらくないえ）」等との連携を深めるとともに、新たに「寿健康サロンぷらっと」を開設し、介護予防の取組を進めています。

## ◇認知症の普及啓発の工夫

26年度に認知症の普及啓発を目的に、区内在住の映画監督が作成したドキュメンタリー映画を上映するとともに、認知症支援に関係する区内のアロマセラピーや臨床美術に関する団体等の協力により認知症予防や介護者のリラクゼーションのプログラムを実施し、区民220人が参加しました。

## 今後に向けて

### ✓意欲のある潜在的な担い手の顕在化に向けた取組

特技を持つ地域の人々や、豊かな経験やノウハウを持った高齢世代、様々な言語や文化を伝えることができる外国人区民などの力を、地域の人材として活かしきれていません。例えば第1北部地区において、町内会の協力により地域の住民を対象としたアンケートを実施した結果、様々な特技や趣味を持った方から活動への参加意向がある旨の回答を得ました。そこで第2弾として、具体的なつながりをつくり参加を呼び掛けるチラシを作成するなど、第3期計画策定の地域の皆さんとの議論の中でいくつかの取組を始めることができましたので、他地区での取組も含めて更に展開していく必要があります。

#### <重点取組>

- ⑦ 今ある活動を大切にしていこう

## できたこと

### ◇運動を通じた健康づくりの継続

月1回以上ウォーキングに取り組む地区が5地区、年に数回取り組む地区が4地区となり、地域ごとのウォーキングの取組がほぼ定着してきています。また、元気フェスタやウォーク&健康フェスティバル等健康づくり関連のイベントで、保健活動推進員や食生活等改善推進員等の団体が自ら自主的に活動をPRし、健康づくりの啓発を行っています。

## ◇地域支援チームの取組の充実

中なかいいネ！の取組をはじめ、職員が積極的に地域行事に参加し、あわせて、地域行事開催にあたって広報での支援や活動のツールの提供、ノウハウの伝達といった地域支援を行っています。

## ◇老人クラブへの支援

中区老人クラブ連合会への支援として、グラウンドゴルフ大会、ふれあい運動会、老人福祉大会に助成しました。

## ◇放課後の居場所づくりの推進

「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」へ転換（26年度1校、27年度2校）することにより、留守家庭児童を対象とした放課後の居場所づくりが進みました。

## ◇学齢障害児への施策推進

学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなど、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行う場として、民間事業者により「放課後等デイサービス事業」が実施されています（中区内5か所）。

## 今後に向けて

### ✓放課後の居場所づくりの推進

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、31年度末までに、全ての市立小学校で、「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進める必要があります。

### ✓老人クラブ加入促進策の充実

老人クラブの活動を通じて、地域の高齢者の健康づくり、介護予防を促進していくため、高齢者数が増加する中、より多くの方に老人クラブへ加入してもらえるような積極的な加入促進策とさらなる活動内容の充実を図っていく必要があります。

### ✓新たな担い手発掘の取組

活動継続のための最も基本的な要素である、担い手の固定化、高齢化といった課題に対して、効果的な対応策をとることが十分にはできませんでした。今後、更なる支援を行うことが必要です。



こどもたちを地域全体で育てていくために

横浜市では、児童虐待の新規把握件数は年々増加傾向にあり、市内でも無理心中による虐待死や居所を転々としている中で発生した児童虐待による死亡事例が発生しています。現在各区のこども家庭支援課には「虐待対応調整チーム」があり、不適切養育・児童虐待を受けているこどもやその家庭に対する支援を行っています。同時に、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境づくりにも取り組んでいます。

◎子育てが楽しいと思える環境づくり

35歳以上の高年齢で妊娠・出産する方が増加し、近くに祖父母や手助けを頼める人がいない、夫も仕事で忙しい、マンションの中でこどもと向かい合っている・・・そんな「孤立無援」の子育てをしている人がいませんか？

お住まいの地域では第一子を対象とした「赤ちゃん学級」が開かれていて、相談したり、情報を得たり、仲間をつくったり、ホッとできる時間を提供したりしています。スタッフは地域の皆さんや区の保健師などです。どうぞお出かけください。

また、保育園で絵本を借りたり、園庭で遊んだり、育児相談を行っている保育園（中区では「グランマ保育園」と呼んでいます）があります。学齢期のこども達へも切れ目のない支援が求められています。

子育てには多くの大人の力が必要です。こどもたちを地域全体で育てていくために、あなたも力を貸してください。

◎気になることがあったら迷わずに

～よこはま子ども虐待ホットライン～

「虐待かな・・・？」と気になる子どもがいたら、ご自身が子育てに悩んだら、いつでもお電話ください。  
相談・連絡は匿名でもかまいません。  
24時間フリーダイヤルです。 0120-805-240



○「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！

(26年11月施行)

この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、横浜市、市民、保護者及び関係機関などの責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けたこどもの保護、そのほかこどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。



放課後の居場所づくり

学齢期はこどもが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。すべてのこどもたちに、安全で豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、こどもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」への対応が求められています。そこで、横浜市では31年度末までに、すべての市立小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進します。

また、就学している障害児など、療育の必要性が認められる児童に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながらか療育訓練や余暇支援を受けられる居場所づくりを行っています。

◆「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」

	放課後キッズクラブ	はまっ子ふれあいスクール	放課後児童クラブ※
概要	小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所です。	通い慣れている小学校施設を利用して、異年齢児間の交流を通じて児童の創造性、自主性、社会性を養う放課後の居場所です。	就労等の理由で、昼間保護者がいないこどもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすための居場所です。 (※放課後児童健全育成事業の届出のあった事業所のうち、横浜市の補助金交付を受けているクラブをさします)
市立小学校には「はまっ子」か「キッズ」のどちらかがあります。違う学区の「はまっ子」「キッズ」には参加できません。			
対象児童	当該実施校に通学している小学生、又は当該小学校区内に居住する私立学校等に通学する小学生		留守家庭児童等
開所日	平日 および 土曜日 ※日曜・祝日・年末年始は閉所しています		
開所時間	【平日】 授業終了後～午後7時 ※土曜・長期休業期間は午前8時30分～午後7時	【平日】 授業終了後～午後6時 ※土曜・長期休業期間は午前9時～午後6時	【平日】 1日につき5時間以上、午後6時まで ※土曜日、長期休業期間等は1日につき9時間以上、午後6時まで
参加料等	①傷害見舞金制度負担金： 年額500円 ①利用料 午後5時まで：無料 午後5時以降： 月額5,000円 1回800円 ※所得等に応じて減免 ②おやつ代：実費	傷害見舞金制度負担金： 500円/年  ※北方小はまっ子(充実型)の開設時間及び参加料は放課後キッズクラブに準じます。	各放課後児童クラブによって異なるため、各クラブへお問い合わせください。  ※市民税所得割非課税世帯または生活保護世帯は月額2,500円減免

平成27年12月現在の内容です。

◆放課後等デイサービス事業

就学している障害児など、療育の必要性が認められる児童に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行う場  
⇒ 個別支援計画に基づき区で利用日数や自己負担額の支給決定を行いますので、事前に高齢・障害支援課への相談が必要です。



外国籍・外国につながる児童生徒に向けた支援

中区には外国籍区民が多く住む町や地区があり、外国籍・外国につながる児童生徒の数が4割を超える学校もあります。そこで、すべての児童生徒が安心・充実した学校生活を送れるように、様々な取組を行っています。

親は



お弁当や制服・・・  
日本の学校はわからないことがいっぱい・・・

◆スクールガイダンス

区役所戸籍課に転入手続等に来庁された機会に、なか国際交流ラウンジで日本の学校制度や母国との違いについて母語（英語・中国語）で説明。日本の学校について事前に知識を得ることで、学校での説明がより理解しやすくなります。

学校は



事前に母語で説明してくれているので学校も安心。

◆学校支援多言語サポーター派遣

児童生徒に向けて学校生活の説明や授業内容の通訳などを行うほか、保護者と学校のコミュニケーション支援として、母語で支援を行うサポーターを学校等へ派遣し、日本語を母語としない子どもや保護者を支援しています。

サポーター



こどもが日本語を覚える一方、保護者はなかなか日本語の理解が難しいことも。母語での説明は重要です。

◆放課後学習支援事業

区内中学校に通う外国籍・外国につながる児童・生徒を対象として、放課後を利用した学習支援教室をなか国際交流ラウンジや一部中学校で実施しています。ボランティアの学習支援サポーターがこどもたちに日本語学習や教科学習の支援を行っています。

サポーター



私たち多くの区民サポーターが活躍しています！

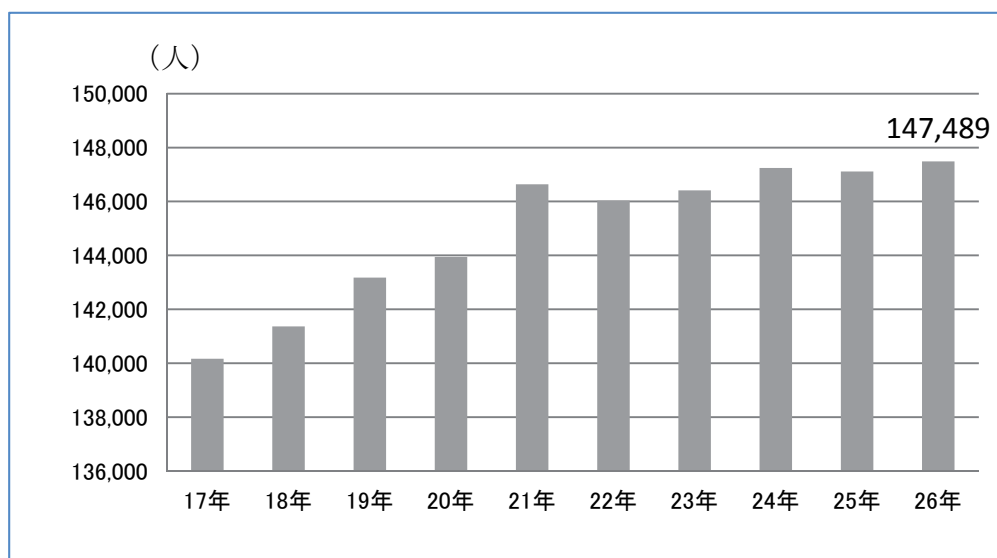
## (2) 現在の中区をめぐる社会状況

### ア 中区の概況

#### ①人口の推移

中区の人口は、147,489人（平成26年10月1日時点）。

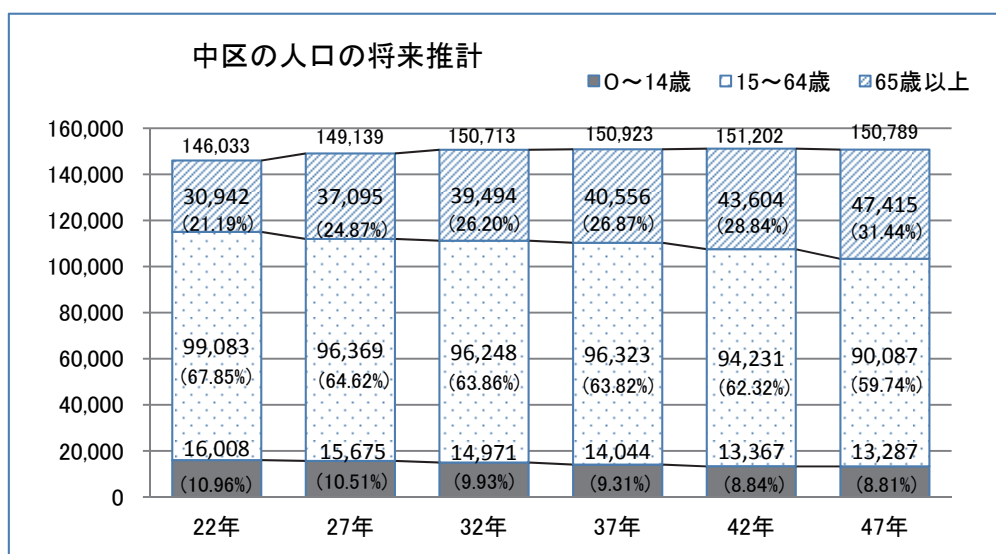
人口増減は、近年ほぼ横ばいとなっています。



(出典)第94回横浜市統計書

#### ②人口の将来推計

中区の人口総数は増加が見込まれる中、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少に対し、高齢者人口（65歳以上）は継続的な増加を示しており、高齢化がより一層進むと推測されます。



(出典)政策局政策課(横浜市将来人口推計)

### 2025年（平成37年）問題と、横浜市における福祉保健の中長期的課題

出典：第3期横浜市地域福祉保健計画

#### 1 2025年（平成37年）問題とは

2025年には「団塊の世代」が75歳以上になり、あわせて少子化、世帯の小規模化が進行し支援の必要な高齢者は増え、担い手の割合が少なくなります。これは、日本の社会保障が直面する最大の危機といっても過言ではありません。

#### 2 2025年（平成37年）の横浜市における福祉保健の中長期的課題

- 横浜市では、2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人まで増加すると予測されています。

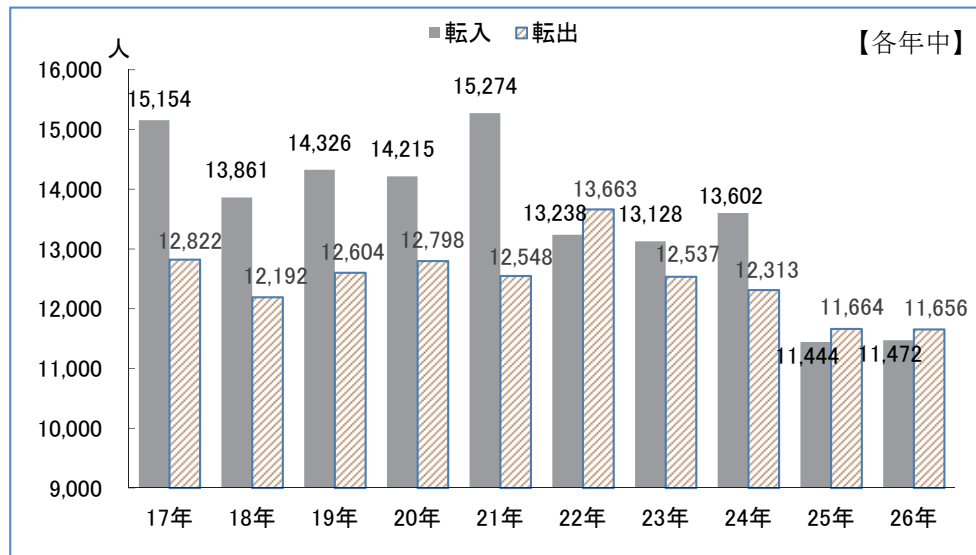
75歳以上の後期高齢者は2012年（平成24年）に比べ1.6倍も増加し、介護保険要介護認定者数は1.7倍、認知症高齢者は1.8倍と、支援を要する高齢者が急激に増加することが見込まれています。
- 高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど家族の形態が変化するとともに、近隣との関係性の希薄化により、困った時に身近に相談できる人がいないなど、社会的に孤立し、支援が必要な状況が誰にも把握されないまま問題を抱え続けるような人が増えてくることが考えられます。
- こういったことから、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、地域の支援体制づくりを進める地域包括ケアシステムの構築に今から取り組むことが必要になります。あわせて、市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、地域活動や社会参加を通じて健康を維持し健康寿命を延ばすことも求められます。
- これらの問題を正面から受け止め、乗り越えていくことが今後の横浜市の福祉保健施策の最重要課題ですが、地域での取組の推進、定着は時間を要するので、2025年までに福祉保健サービスの基盤づくりを計画的に進めていく必要があります。

### ③人口異動の推移

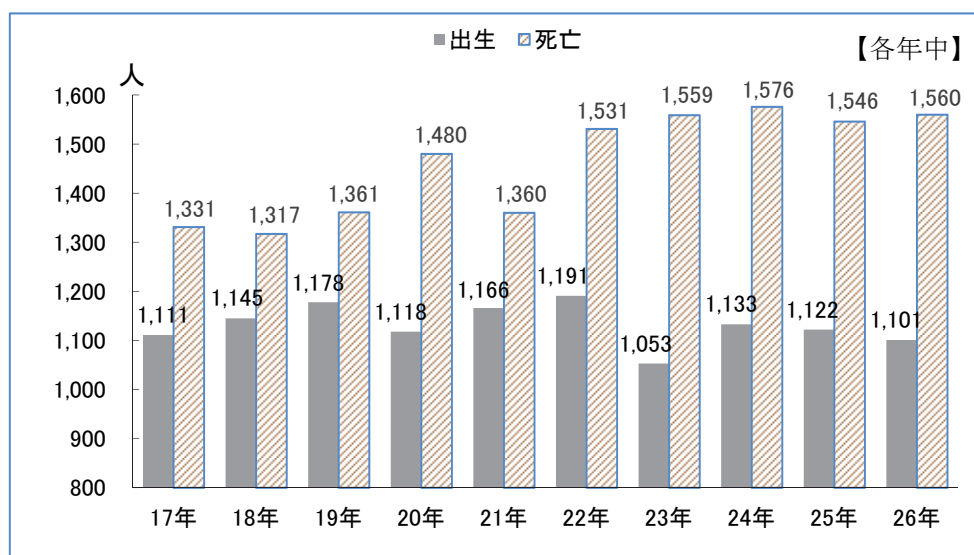
ここ10年、転入が転出を上回る年が多く見られましたが、直近2年では転出が転入を上回りました。また、毎年、死亡数が出生数を上回っています。

(各出典)中区統計便覧(2015年版)

#### (ア) 転入・転出



#### (イ) 出生・死亡



#### ④昼夜間人口

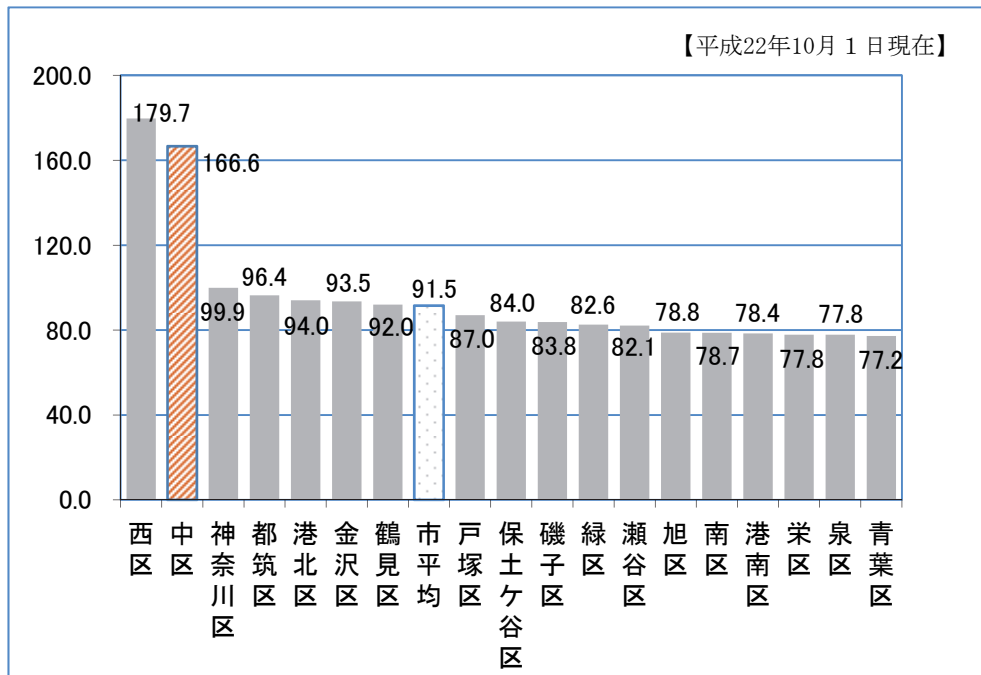
中区は、西区とともに昼夜間人口比率が100を大きく上回っています。

※昼夜間人口比率は、夜間人口を100とした場合の昼間人口を表しています。

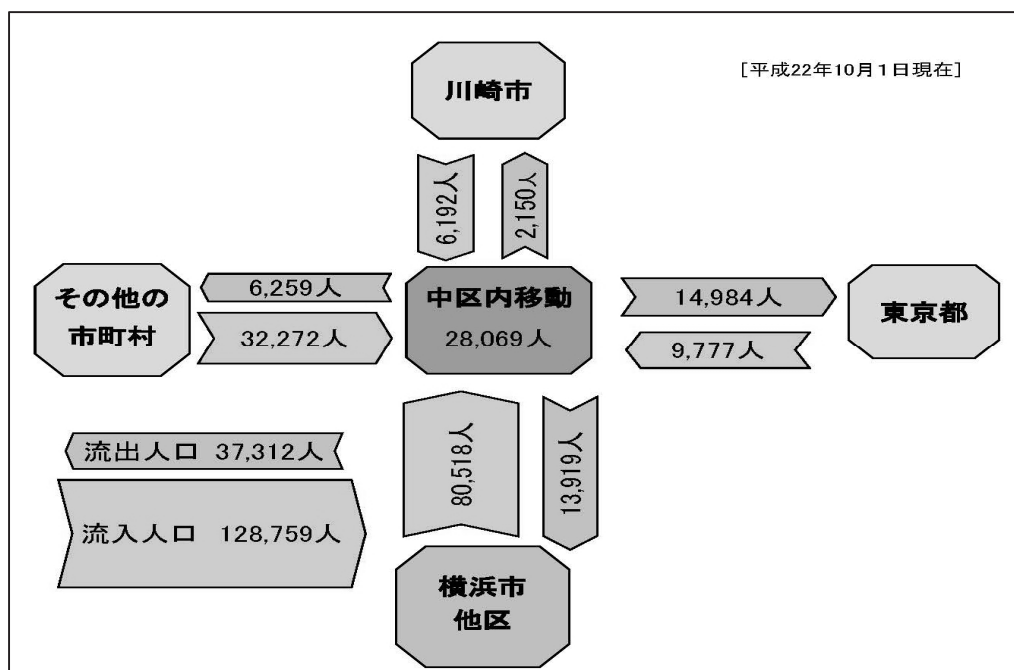
通勤・通学者が大きな割合を占めていることが中区の特色であり、地域のまちづくりは、企業等と一緒に進めていくことが重要です。

(各出典)中区統計便覧(2015年版)

#### (ア) 昼夜間人口比率



#### (イ) 通勤・通学者の動き



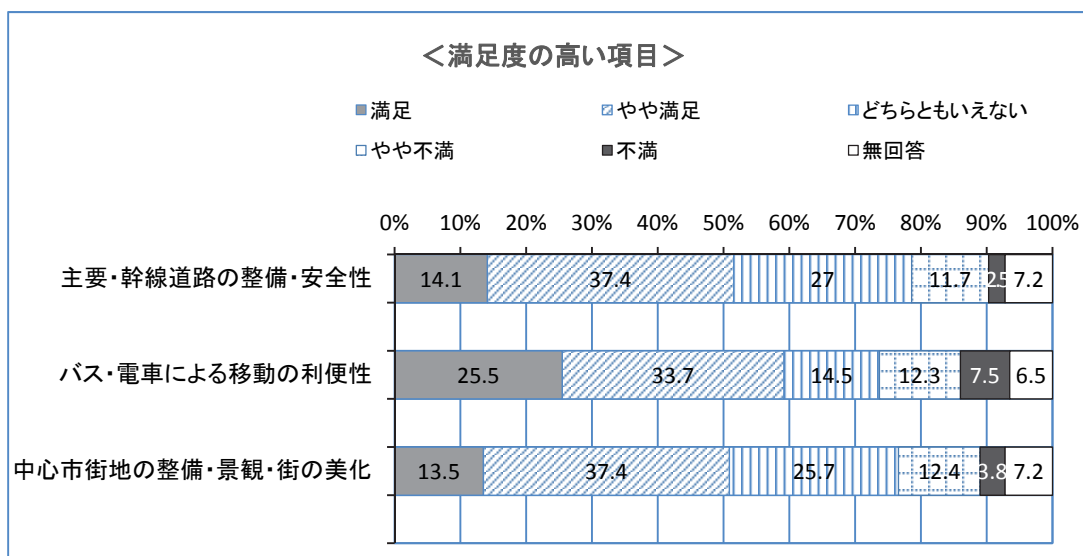
## ⑤中区の行政サービス

(各出典)平成27年度中区区民意識調査

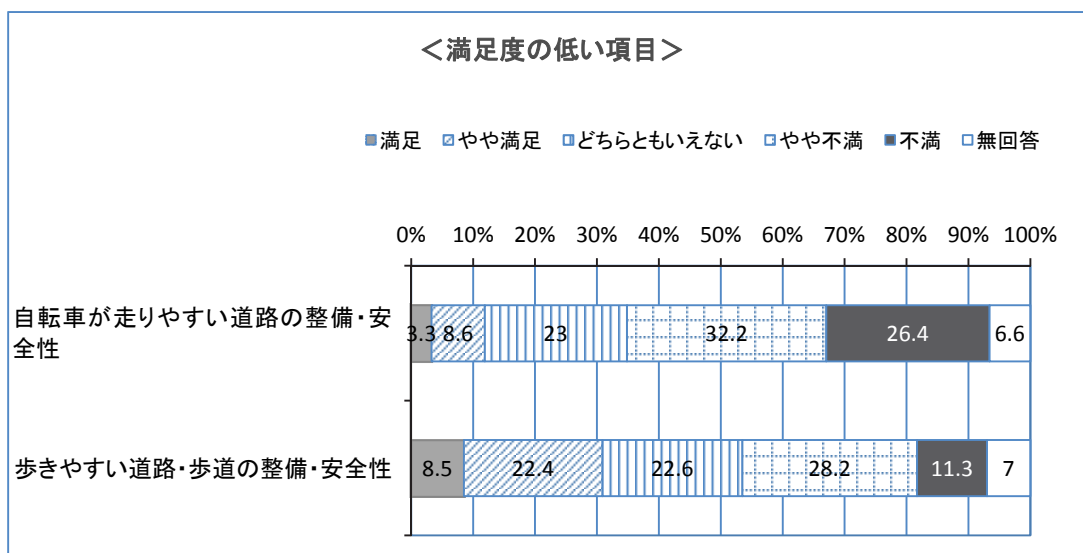
【平成27年10月末現在】

### (ア) 現在の満足度

「主要幹線道路の整備・安全性」や「バス・電車による移動の利便性」、「中心市街地の整備・景観・街の美化」については、満足・やや満足の回答が多く、都心部である中区のインフラ充実度や、港や歴史的建造物を有する中区の特徴が表れています。

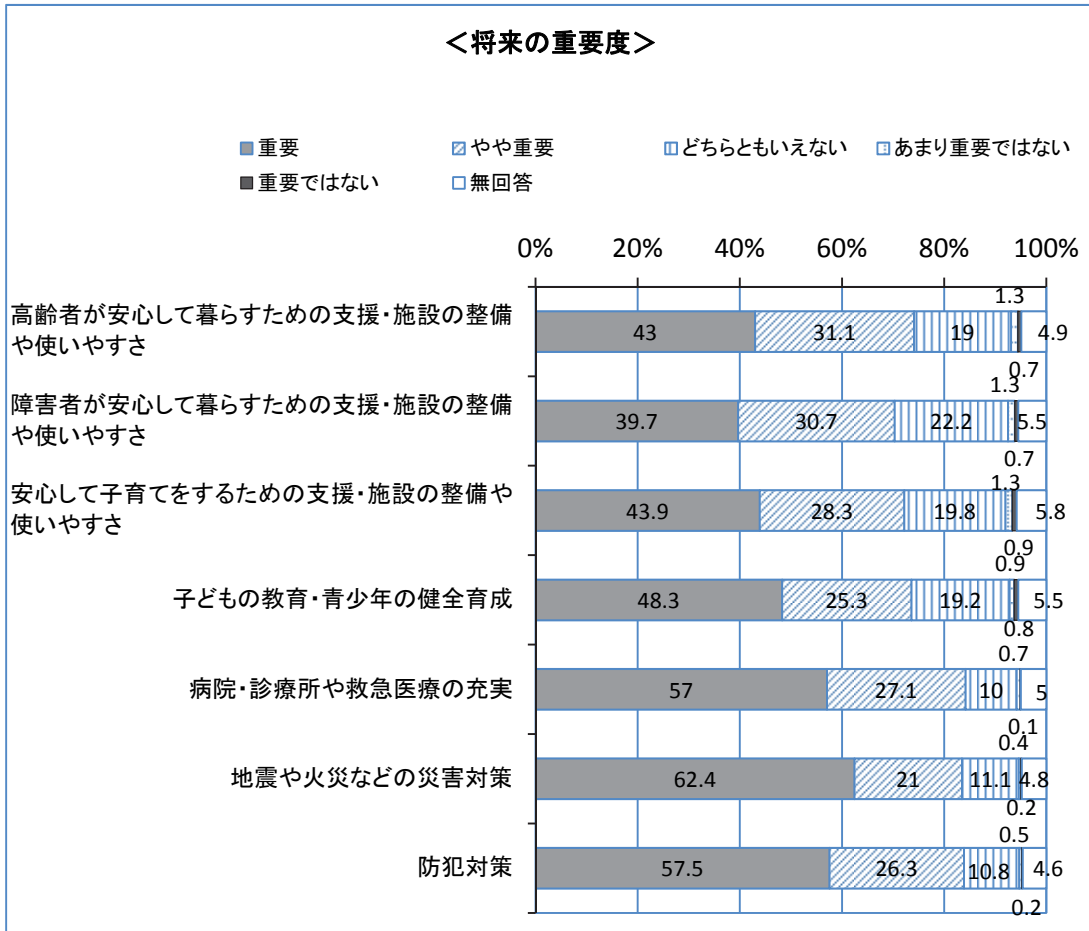


一方、「歩きやすい道路・歩道の整備・安全性」と「自転車が走りやすい道路の整備・安全性」については、やや不満・不満の回答が多くなっており、日常の生活道路等に関する事項が現状の課題として挙げられます。



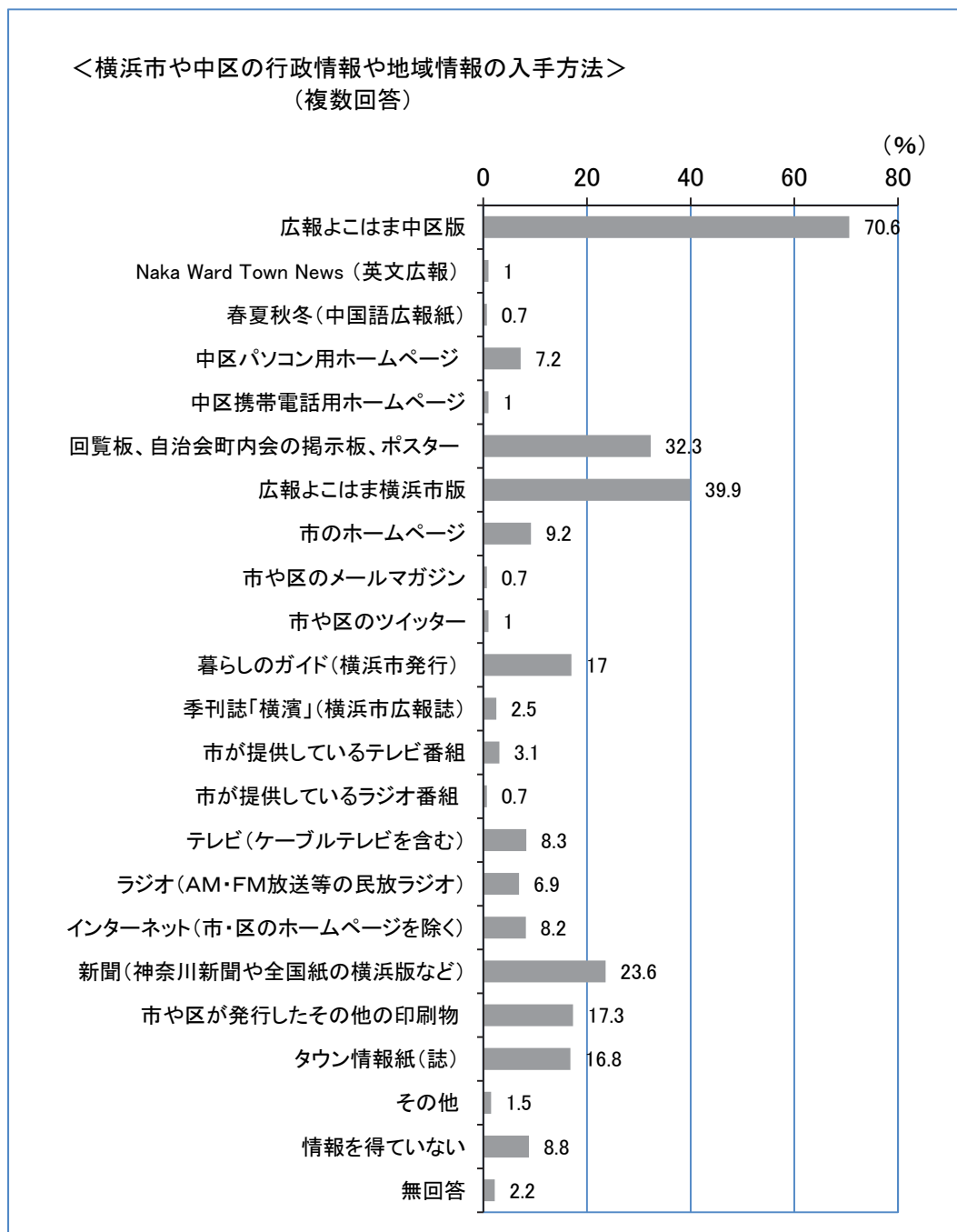
### (イ) 将来の重要度

中区における将来重要な事項として、防犯・災害対策や、救急医療の充実、こどもの教育・青少年の健全育成、子育て・障害者・高齢者のための施設整備が特に高い割合を示しています。



### (ウ) 行政情報・地域情報の入手方法

「広報よこはま」(中区版・横浜市版)や「回覧板、自治会町内会の掲示板、ポスター」、「新聞」などから情報を得るとの割合が特に高く示されています。



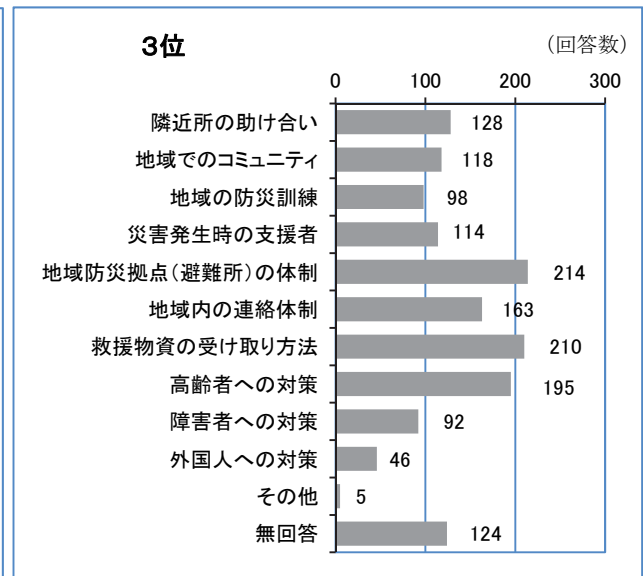
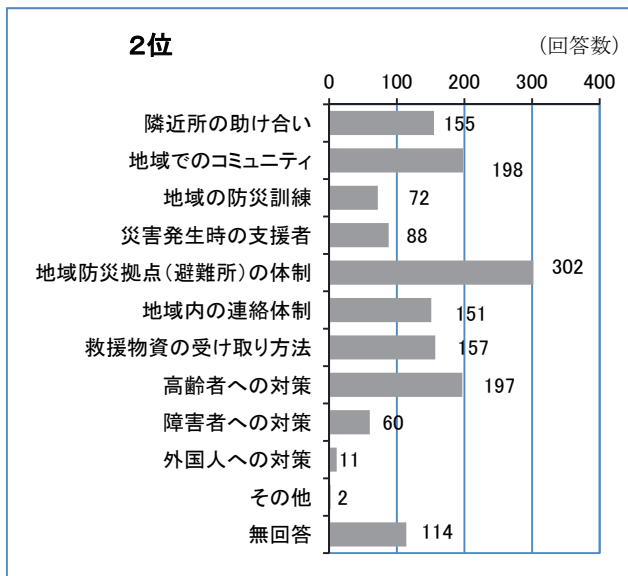
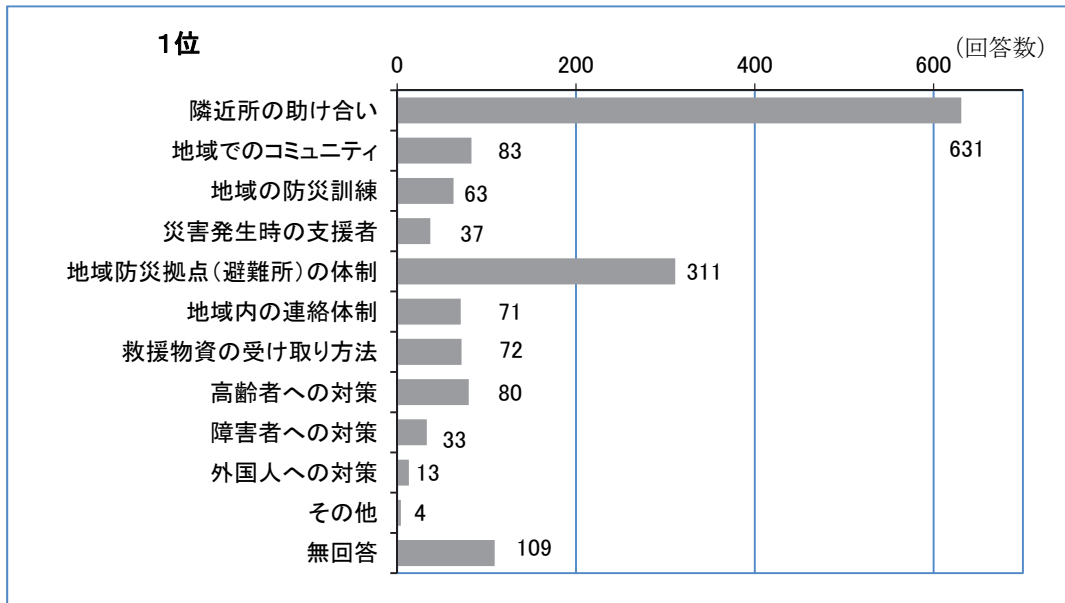


## ⑥災害発生時、地域の取組として重要度が高いと考えられるもの

「隣近所の助けあい」や「地域防災拠点の体制」は、重要度が高いと考えられています。また、「高齢者への対策」は2位・3位で比較的高い数値である一方、「障害者への対策」「外国人への対策」は低い数値を示しています。

(各出典)平成27年度中区区民意識調査

【平成27年10月末現在】



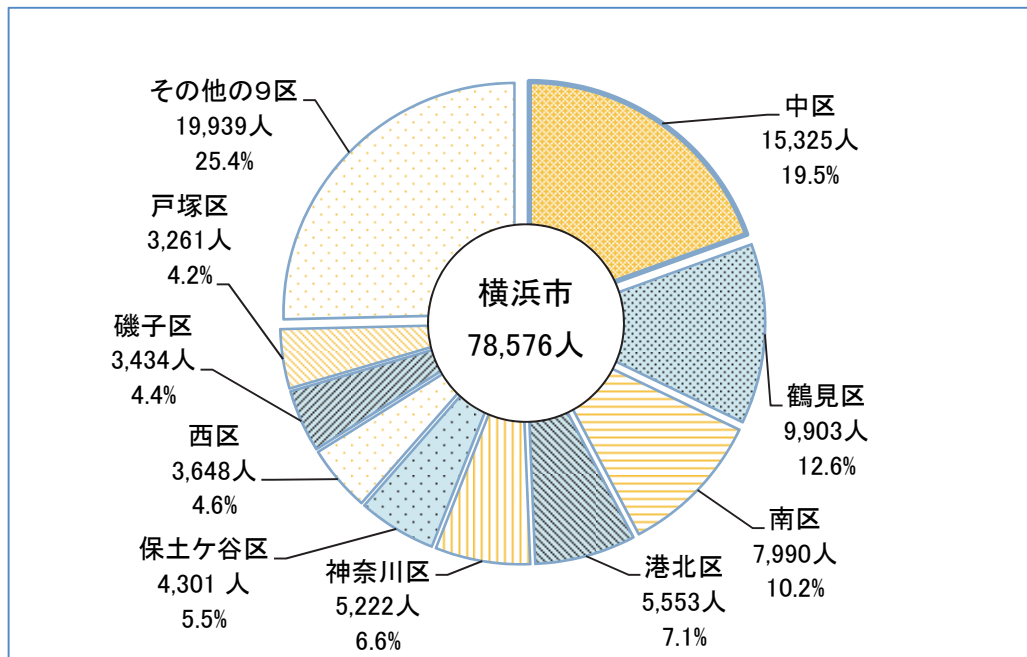
## イ 多文化共生

中区は、18区で最も外国人人口が多く、横浜市全体の約20%を占めています。中区の大きな特徴であり、多文化共生を意識したまちづくりが重要です。

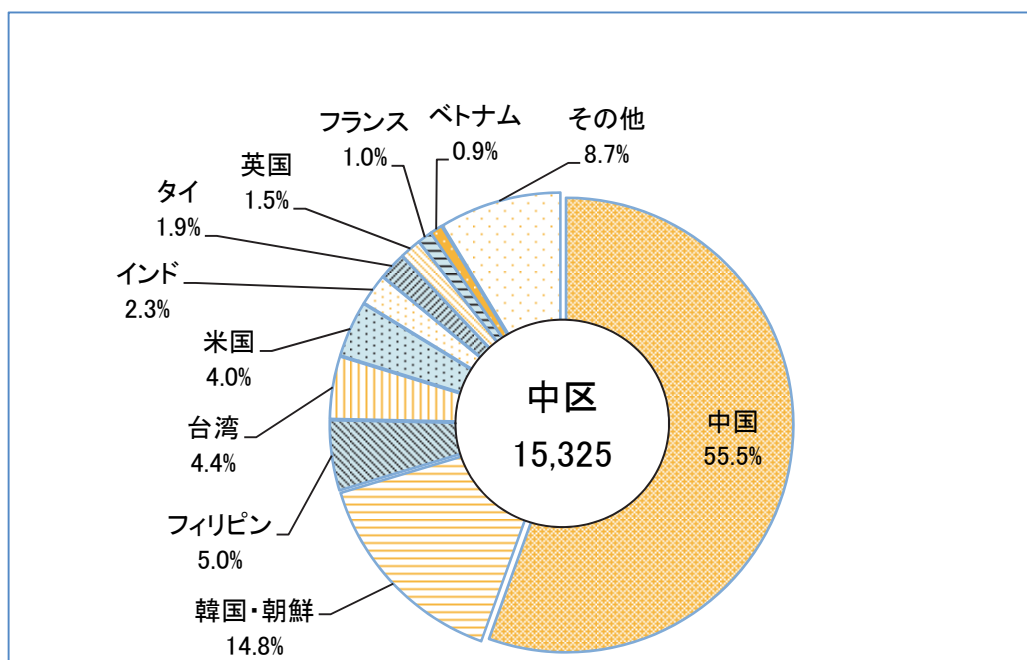
(各出典)中区統計便覧(2015年版)

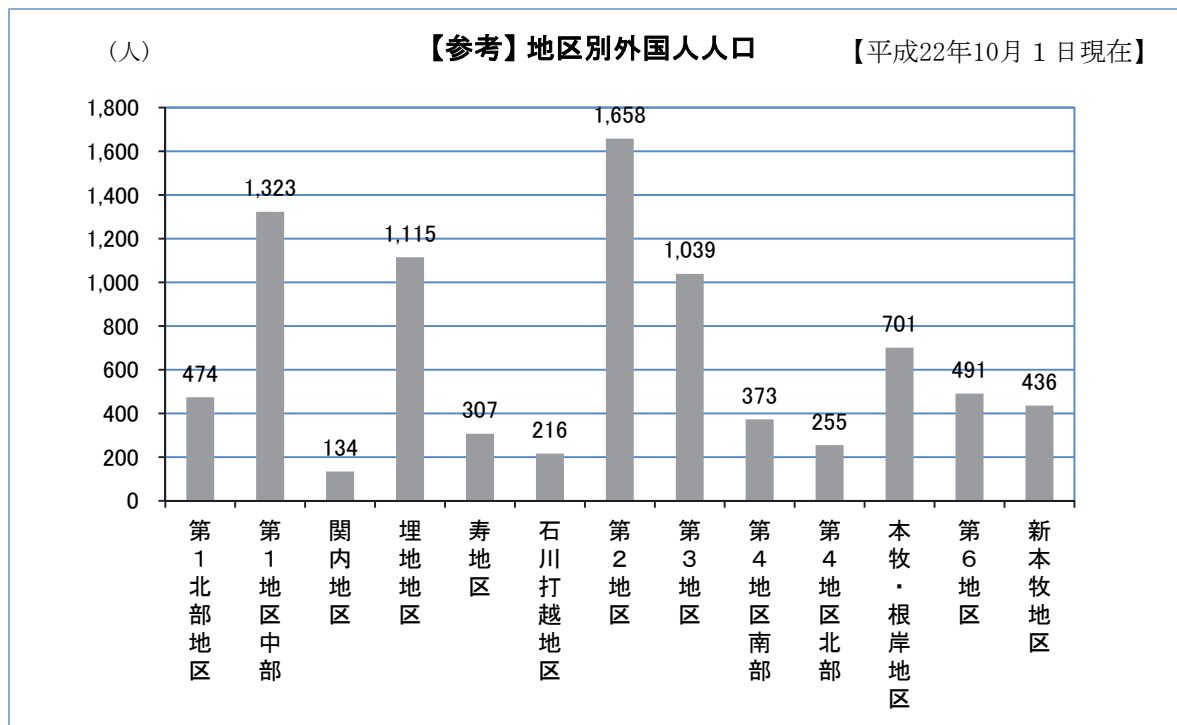
### ① 区別外国人人口

【平成27年 3月31日現在】



### ② 国・地域別人数





(町別世帯数出典)国勢調査(平成22年度)

※ 上記各外国人人口数は、町丁目ごとに統計をとっていますが、「山手町」は第3地区、第4地区北部、第6地区に、「本牧原」は本牧・根岸地区と新本牧地区に、それぞれまたがっています。

そのため、第3地区、第4地区北部、本牧・根岸地区、第6地区、新本牧地区の5地区における各外国人人口については、第3地区、第4地区北部、第6地区における「山手町」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合と、本牧・根岸地区と新本牧地区における「本牧原」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合とを、それぞれ「山手町」と「本牧原」の各総外国人人口数に割り返して算出した参考数値となっています。

※ また、「本牧荒井」は第4地区南部と本牧根岸地区に、「滝之上」は第3地区と第6地区にそれぞれまたがっていますが、各地区自治会町内会への加入世帯割合が算出できず、上記と同様に割り返すことができません。

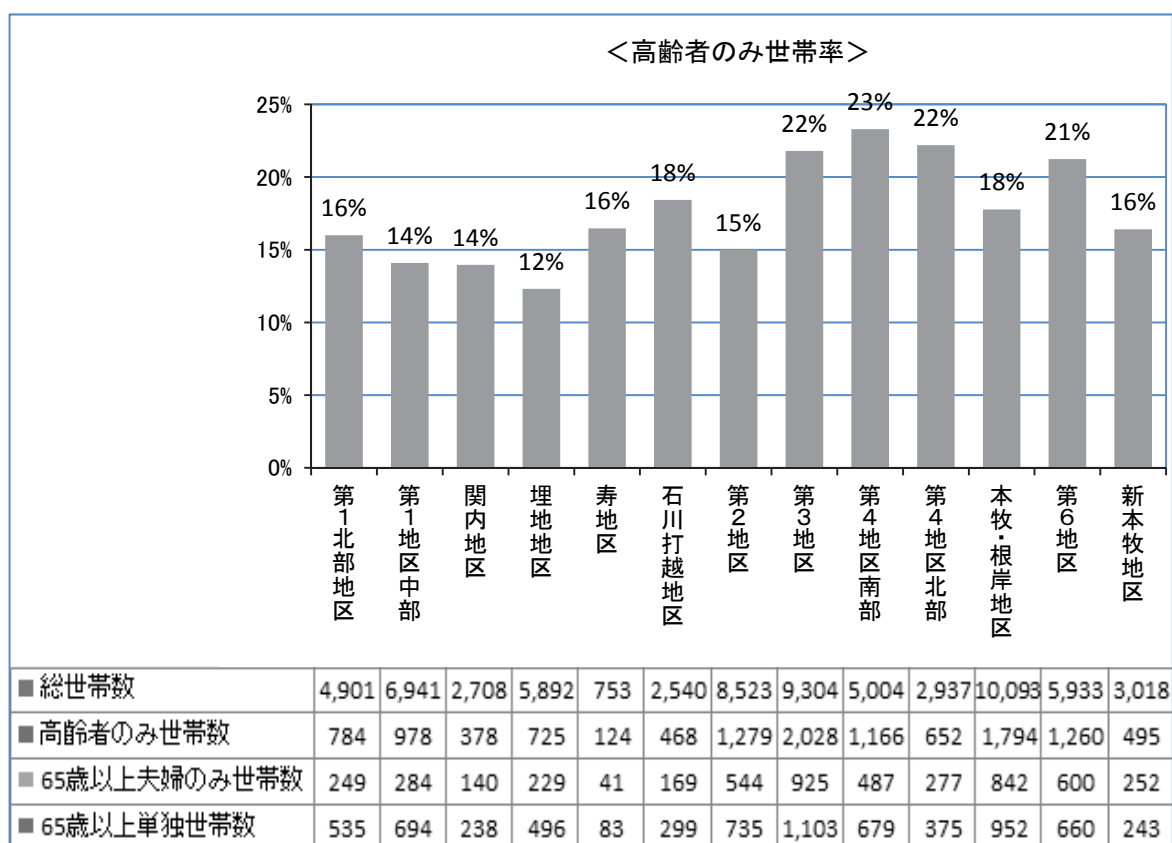
そのため、「本牧荒井」についてはその大部分が属する本牧根岸地区に、「滝之上」についてはその大部分が属する第6地区に、それぞれの全世帯数を含めて算出した参考数値となっています。

## ウ 高齢者関係の福祉保健

### ①地区別の高齢者世帯率

高齢者（65歳以上）のみの世帯（高齢者単独世帯と高齢者夫婦のみ世帯）の割合が2割を超えている地区は、第3地区・第4地区南部・第4地区北部・第6地区となっており、25%に近付いている地区もあります。

高齢者世帯と地域とのつながりが、一層重要になってきています。



（町別世帯数出典）国勢調査（平成22年度）

※ 上記各世帯数は、町丁目ごとに統計をとっていますが、「山手町」は第3地区、第4地区北部、第6地区に、「本牧原」は本牧・根岸地区と新本牧地区に、それぞれまたがっています。

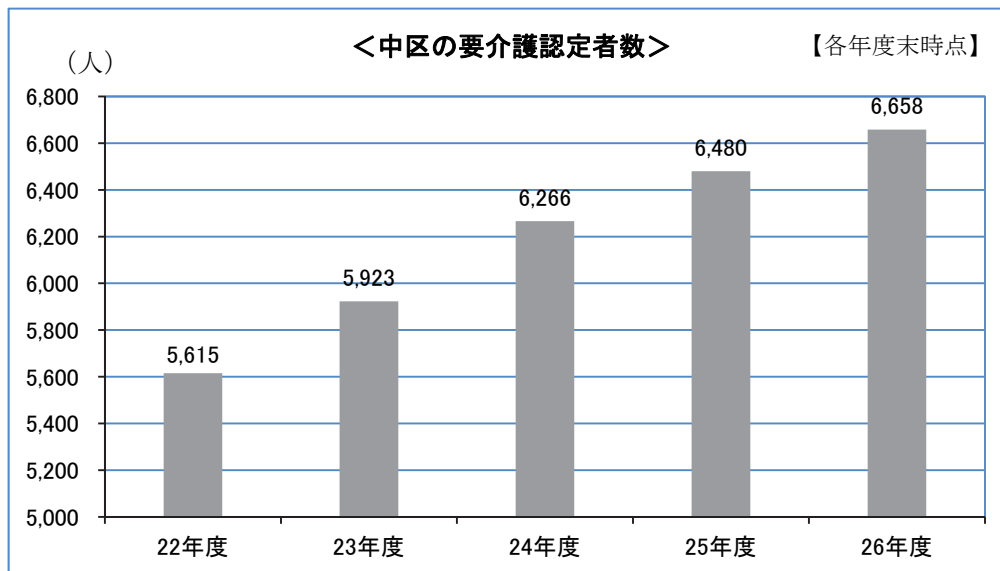
そのため、第3地区、第4地区北部、本牧・根岸地区、第6地区、新本牧地区の5地区における各世帯数については、第3地区、第4地区北部、第6地区における「山手町」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合と、本牧・根岸地区と新本牧地区における「本牧原」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合とを、それぞれ「山手町」と「本牧原」の各総世帯数に割り返して算出した参考数値となっています。

※ また、「本牧荒井」は第4地区南部と本牧根岸地区に、「滝之上」は第3地区と第6地区にそれぞれまたがっていますが、各地区自治会町内会への加入世帯割合が算出できず、上記と同様に割り返すことができません。

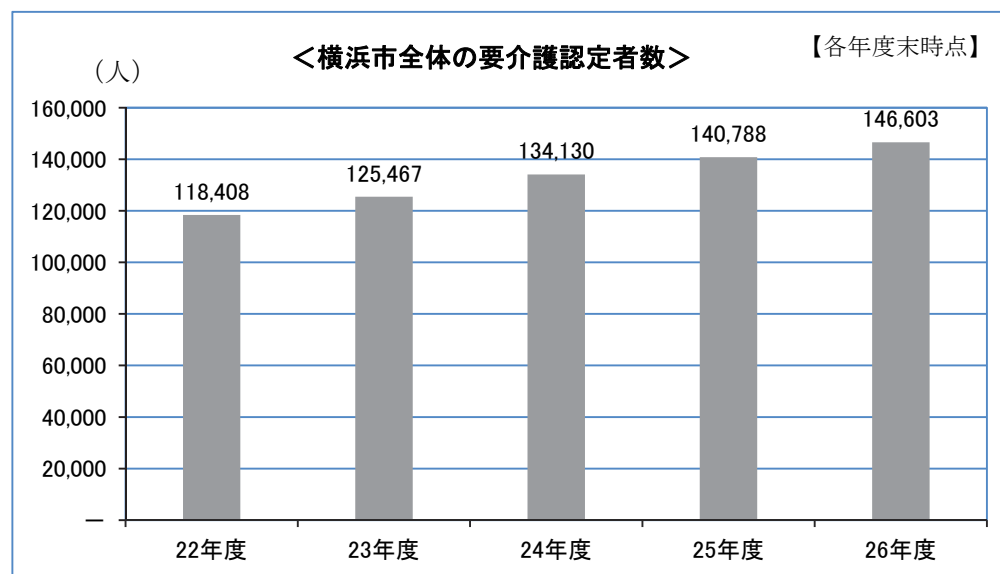
そのため、「本牧荒井」についてはその大部分が属する本牧根岸地区に、「滝之上」についてはその大部分が属する第6地区に、それぞれの全世帯数を含めて算出した参考数値となっています。

## ②中区の要介護認定者数の推移

近年、要介護認定者数は継続して増加しており、少子高齢化の進展とともに、今後もこの傾向は続くと見込まれます。介護保険施策のさらなる充実が必要になるとともに、地域全体での支えあいが必要になってきています。



(出典)健康福祉局・介護保険課



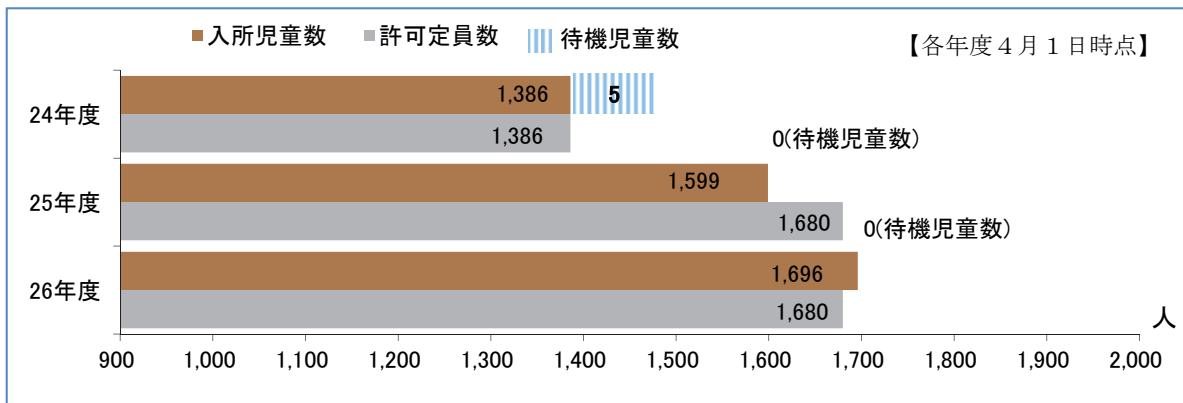
(出典)第94回横浜市統計書

## エ こども家庭関係の福祉保健

### ①認可保育所及び待機児童数

中区では、認可保育所や多様な保育施設の整備・拡充や、「保育コンシェルジュ」（27年度より、「保育・教育コンシェルジュ」に名称変更）によるきめ細かい相談支援サービスなどに取り組んだ結果、25・26年度の各4月1日時点では、「待機児童ゼロ」を達成しています。

※ ご希望どおりの保育所を利用できない保留児童:H26年4月1日:70人/H27年4月1日:76人

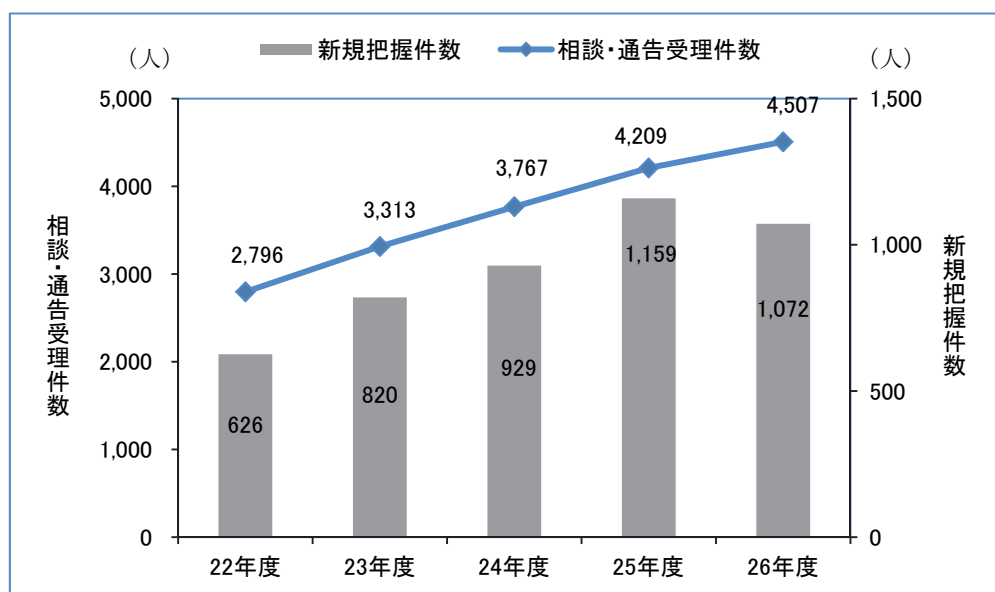


(出典)中区統計便覧(2015年版)

### ②要保護児童等（虐待などの困難を抱えるこども）の数の推移

要保護児童等数（実人数）は、横浜市全体では継続して増加しています。

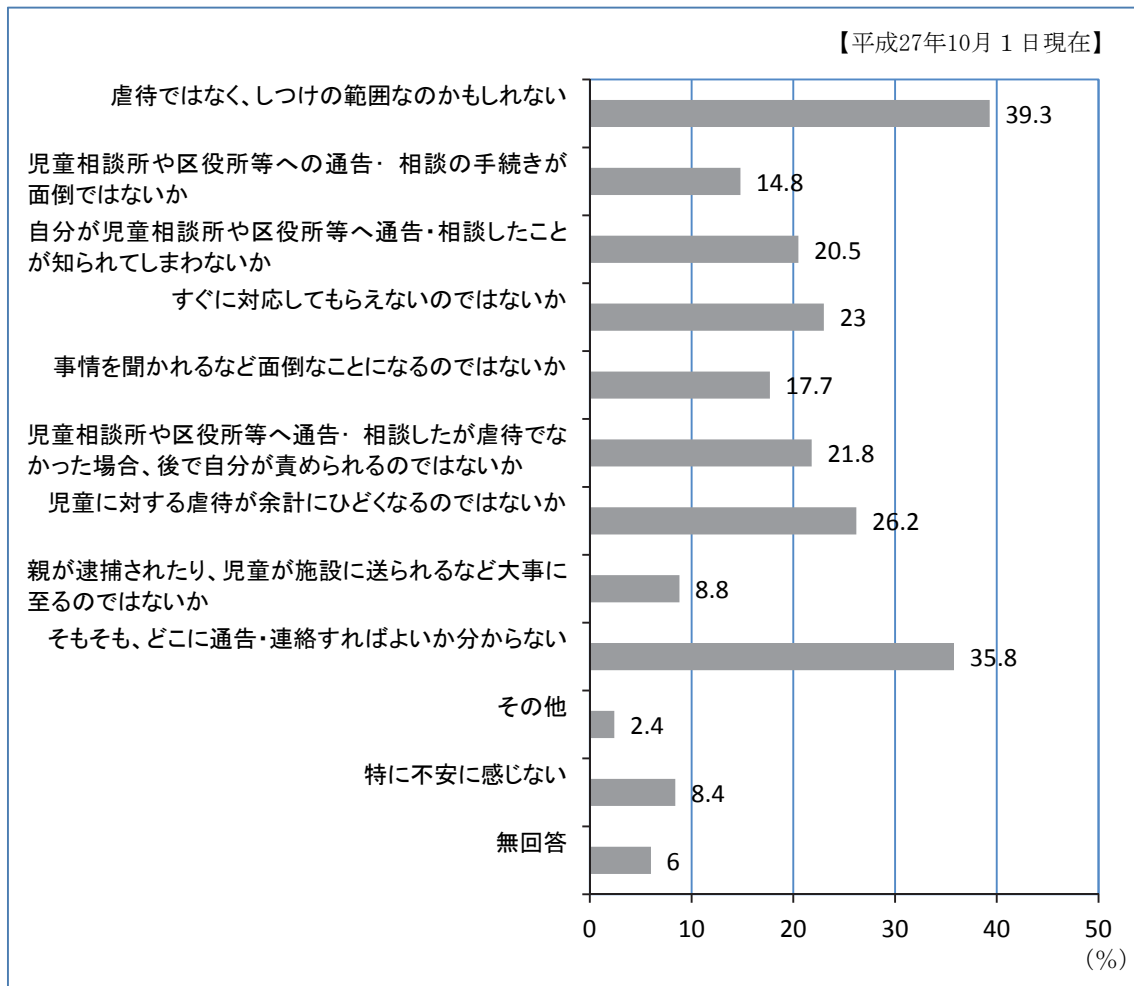
#### (ア) 児童虐待の「相談・通告受理件数」と「新規把握件数」の推移（横浜市全体）



(出典)横浜市中央児童相談所

(イ) 虐待を受けていると思われる児童を発見し、情報提供しようとした場合、ためらい・不安を感じること

要保護児童等数が増加傾向にある中で、虐待を受けていると思われる児童を発見した場合、その通告・連絡先を知らないという方も多くみられます。



(出典)平成 27 年度中区区民意識調査

## 才 生活保護

中区は、生活保護受給者数が18区の中でもとりわけ多く、特徴の1つとなっています。また、受給者は、単身世帯が多く、平均世帯人員が少ないことも中区の特徴です。

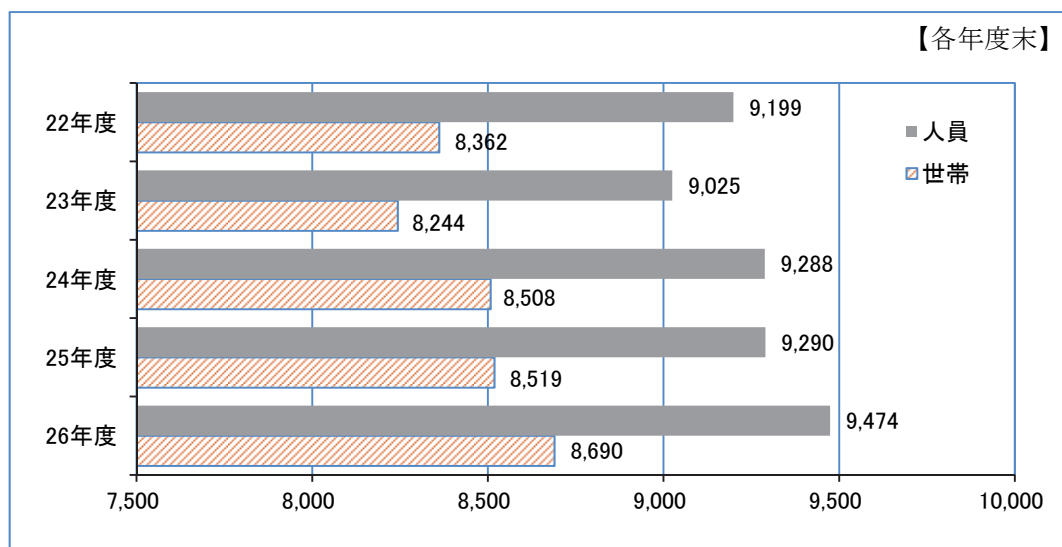
(各出典)中区統計便覧(2015年版)

### ① 区別保護世帯・人員比較

区名	被保護者数			保護率	
	世帯	人員	構成率(%)	世帯(%)	人員(%)
鶴見区	5,422	7,447	10.5	4.12	2.63
神奈川区	3,071	3,987	5.6	2.60	1.69
西区	1,698	2,077	2.9	3.31	2.13
<b>中区</b>	<b>8,690</b>	<b>9,474</b>	<b>13.3</b>	<b>11.13</b>	<b>6.40</b>
南区	5,826	7,537	10.6	6.16	3.88
港南区	2,137	3,055	4.3	2.35	1.41
保土ヶ谷区	2,861	4,074	5.7	3.10	1.99
旭区	3,472	4,952	7.0	3.37	2.00
磯子区	2,086	2,860	4.0	2.85	1.74
金沢区	1,551	2,262	3.2	1.77	1.12
港北区	2,698	3,534	5.0	1.66	1.03
緑区	2,045	3,154	4.4	2.76	1.76
青葉区	1,752	2,459	3.5	1.40	0.80
都筑区	1,156	1,658	2.3	1.44	0.79
戸塚区	2,598	3,761	5.3	2.30	1.37
栄区	1,127	1,580	2.2	2.21	1.30
泉区	2,261	3,262	4.6	3.70	2.12
瀬谷区	2,456	3,889	5.5	4.84	3.11
<b>計</b>	<b>52,907</b>	<b>71,022</b>	<b>100.0</b>	<b>3.23</b>	<b>1.91</b>

【平成27年4月現在】

### ② 生活保護世帯・人員の推移





### ③生活保護世帯の類型

【各年度末】

	高齢世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	停止中	合計	合計内訳	
							寿地区	その他地区
平成24年度	4,420	142	2,693	1,243	10	8,508	寿地区	5,862
							その他地区	2,646
平成25年度	4,521	159	2,512	1,289	2	8,483	寿地区	5,788
							その他地区	2,695
平成26年度	4,803	149	2,234	1,491	13	8,690	寿地区	5,837
							その他地区	2,853

(出典)中区統計便覧(2015年版)

### カ 障害者関係の福祉保健

近年、身体障害者・知的障害者・精神障害者ともに継続的に増加しており、地域全体での支えあいが必要になってきています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
身体障害者	身体障害者手帳所有者	4,619	4,690	4,721	
	(内訳)	肢体不自由	2,395	2,422	2,389
		視覚障害	386	379	379
		聴覚障害	372	380	387
		内部障害	1,423	1,466	1,524
		音声障害	43	43	42
知的障害者	愛の手帳(療育手帳)所有者	821	865	913	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所有者	1,781	1,908	2,004	
	自立支援医療(精神通院医療)	3,123	3,231	3,301	
	精神障害者把握数	6,975	7,700	8,178	

(出典)中区統計便覧(2015年版)

※ 「精神障害者把握数」とは、精神障害者保健福祉手帳所有の有無に関わらず、中福祉保健センターが相談等により把握している人数のことを指します。

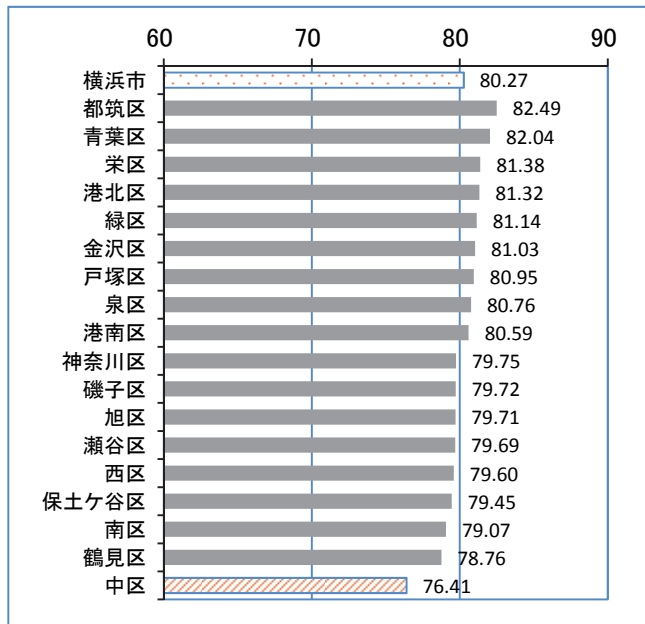
## キ 健康づくり

### ①平均寿命・健康寿命

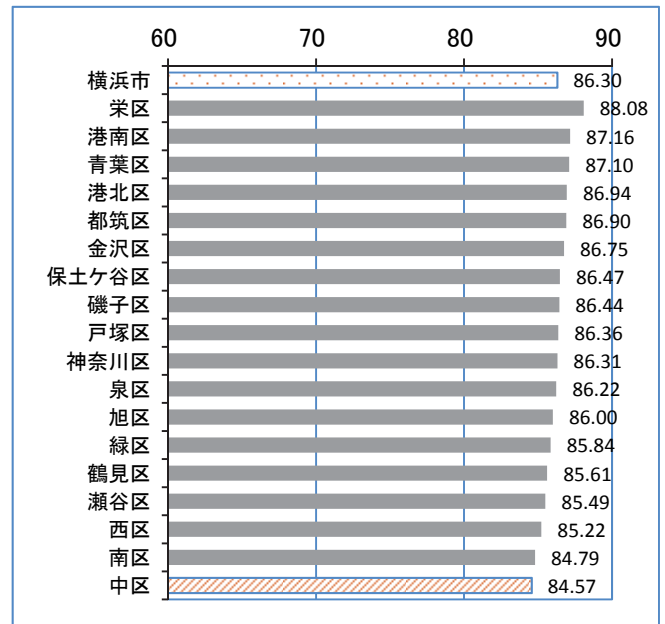
中区は、平均寿命が男女ともに18区の中で最も短く、また、健康寿命（平均自立期間）も男性は18区中最短、女性は2番目に短くなっています。

区をあげて、健康寿命を伸ばす取組を継続していく必要があります。

男性 平均寿命

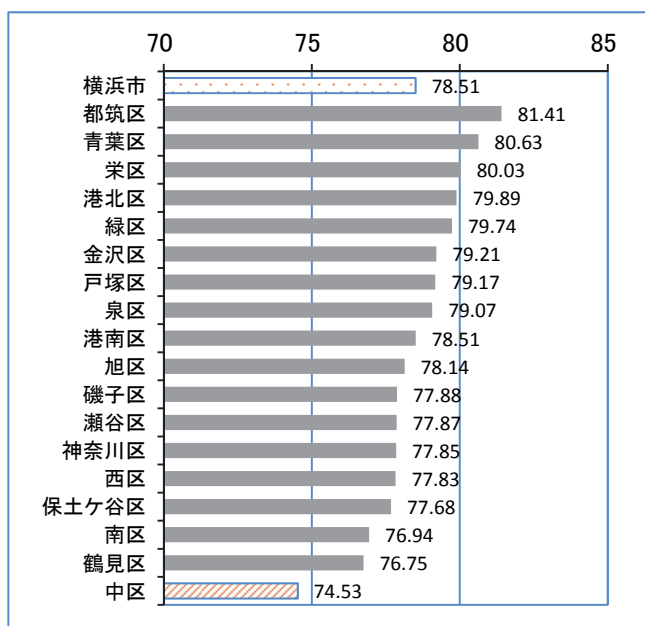


女性 平均寿命

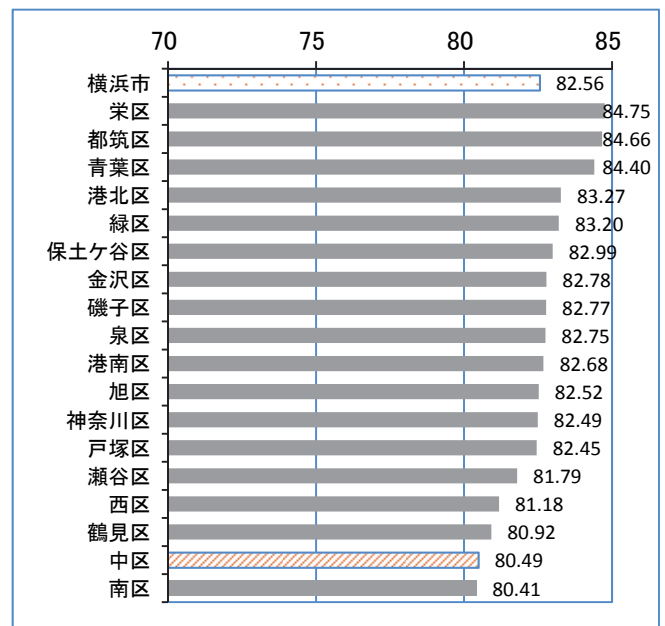


(出典)健康福祉局衛生研究所「平均寿命」【平成23年】

男性 平均自立期間（健康寿命）



女性 平均自立期間（健康寿命）



(出典)健康福祉局衛生研究所「平均自立期間」【平成23年】

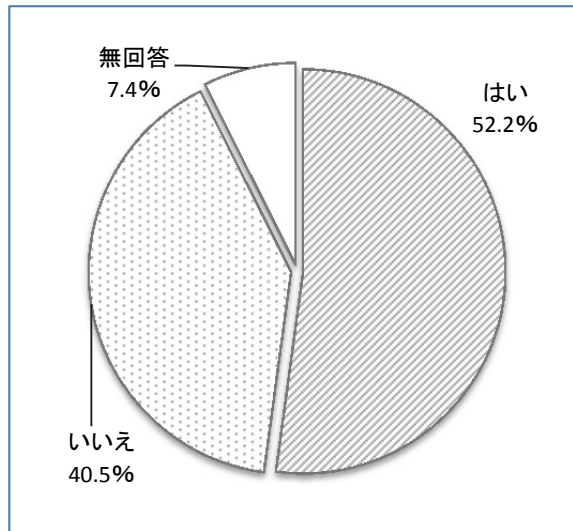
## ②健康づくりのための運動に関する区民の取組状況・意識

健康寿命を伸ばすためには、運動の習慣化による健康づくりの取組が大切です。

(各出典)平成27年度中区区民意識調査【各10月末時点】

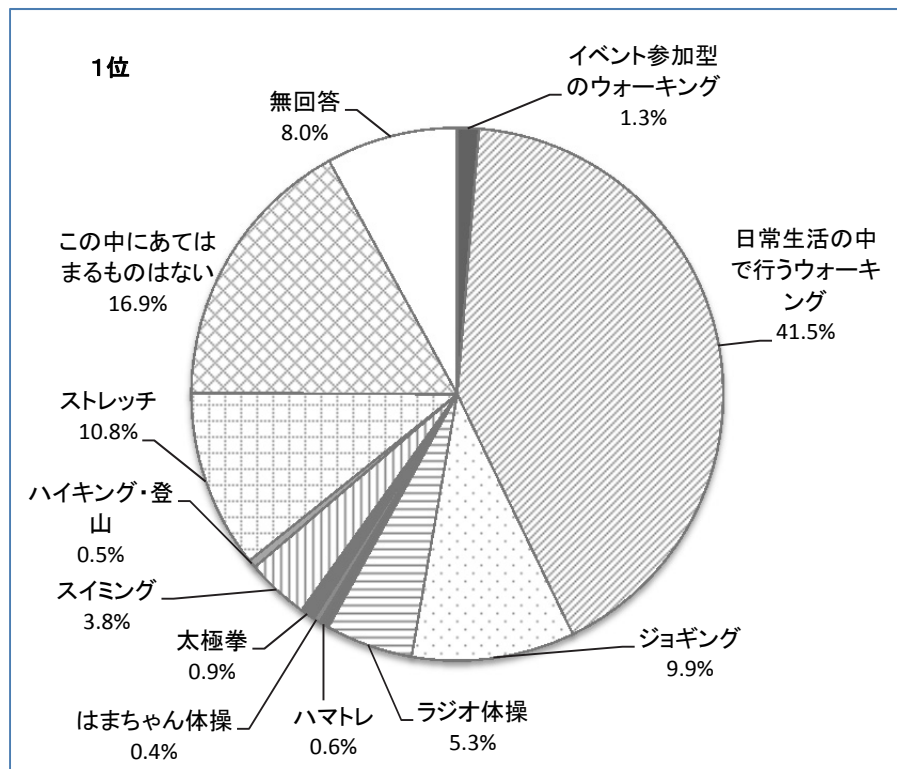
### (ア) 健康維持、生活習慣病の予防などのために続けている運動の有無

約半数の方が、健康維持等のために継続的な運動を行っています。



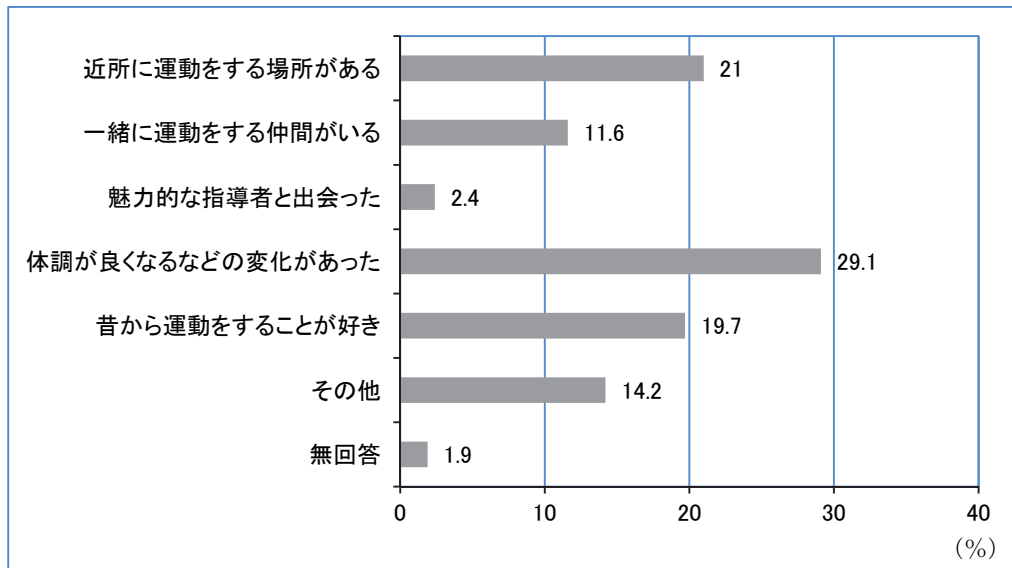
### (イ) 運動を継続している方が続けている取組

継続的に運動をしている方が続けている取組について、1～3位まで聞いたところ、1位の順位で最も多かった取組は「日常生活の中で行うウォーキング」でした。



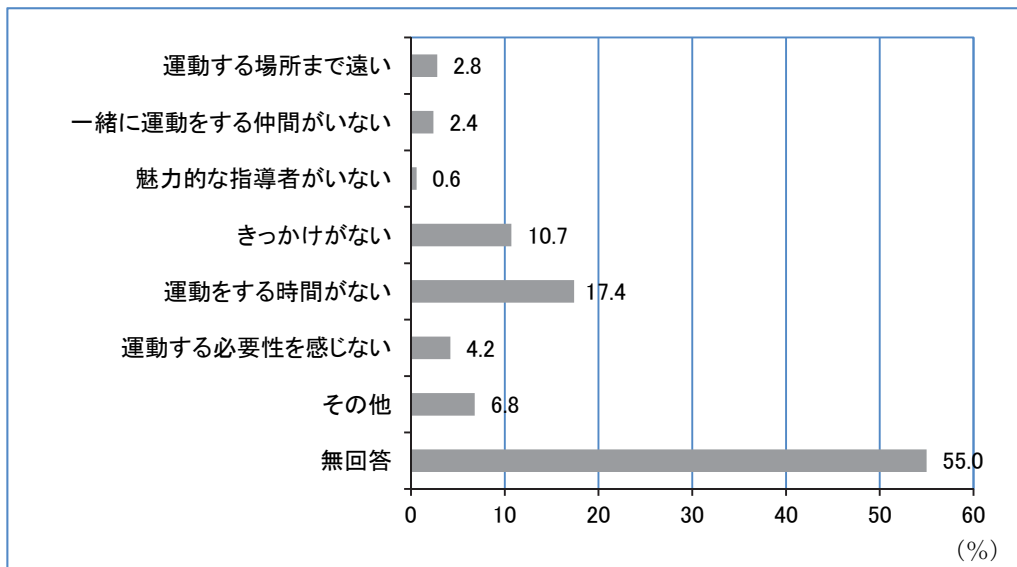
### (ウ) 取組を続けることができている最も大きな要因

体調が良くなるなどの変化を実感できたことのほか、身近に運動をする場所・仲間が存在することも大きな要因となっています。



### (I) 取組を継続できなかった・始めなかった最も大きな要因

一方、なぜ運動を継続できなかったのか、なぜ始めなかったのかそれらの最も大きな要因は、「運動をする時間がない」「きっかけがない」ということが挙げられています。

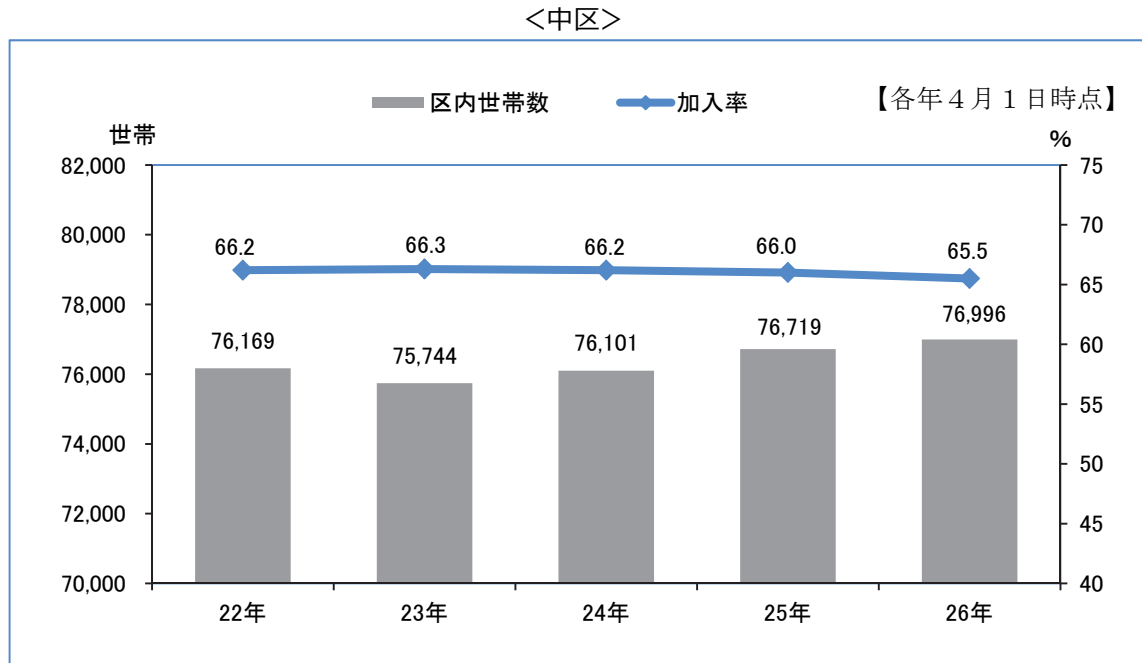


## ク 地域のつながり

### ①自治会町内会加入率の推移

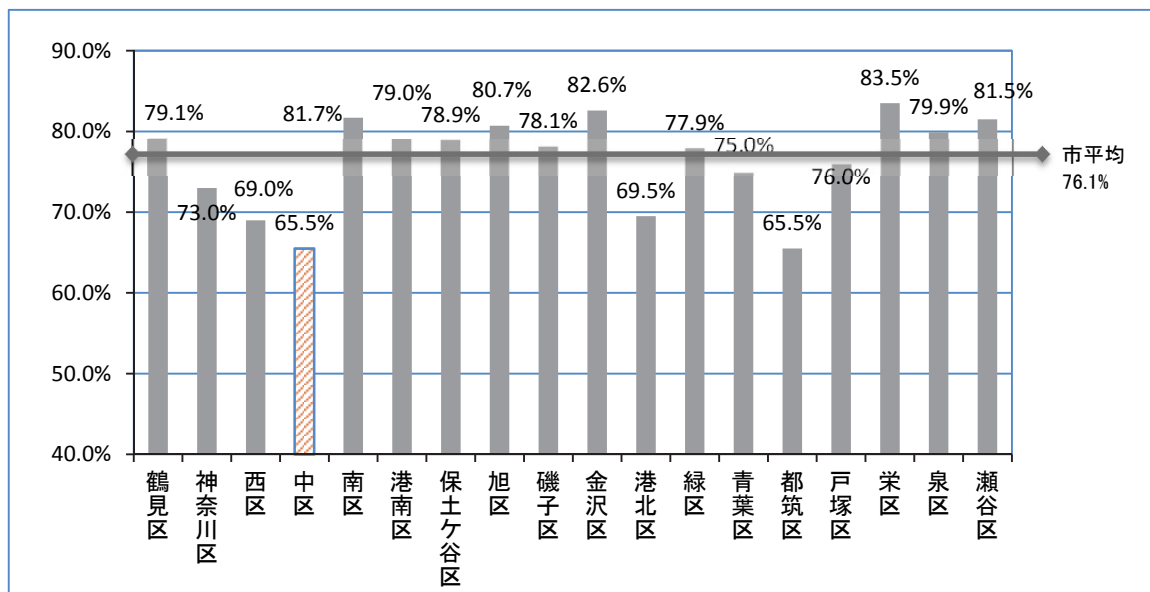
中区の自治会町内会加入率は、26年4月1日現在65.5%で18区中最低となっています。加えて、64.8%（27年4月1日現在）と、加入率も少しずつ低下してきています。

地域のつながりを高めるため、自治会町内会への加入促進は、重要課題の一つとなっています。



（出典）中区統計便覧(2015年版)【平成26年4月1日時点】

### ＜18区の自治会町内会加入率の状況＞



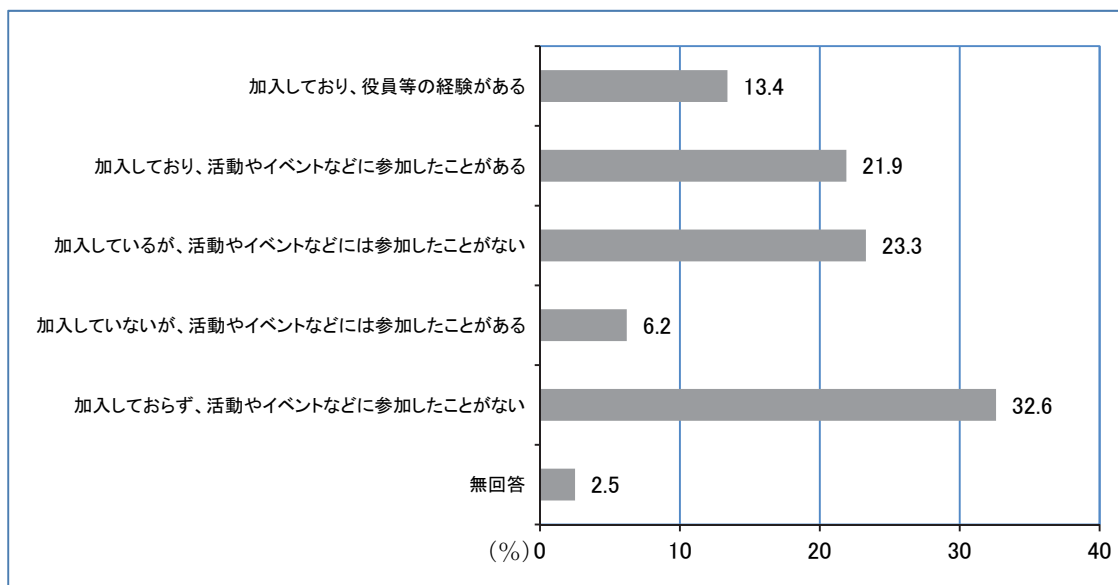
（出典）市民局・地域活動推進課【平成26年4月1日時点】

## ②自治会町内会活動の参加状況

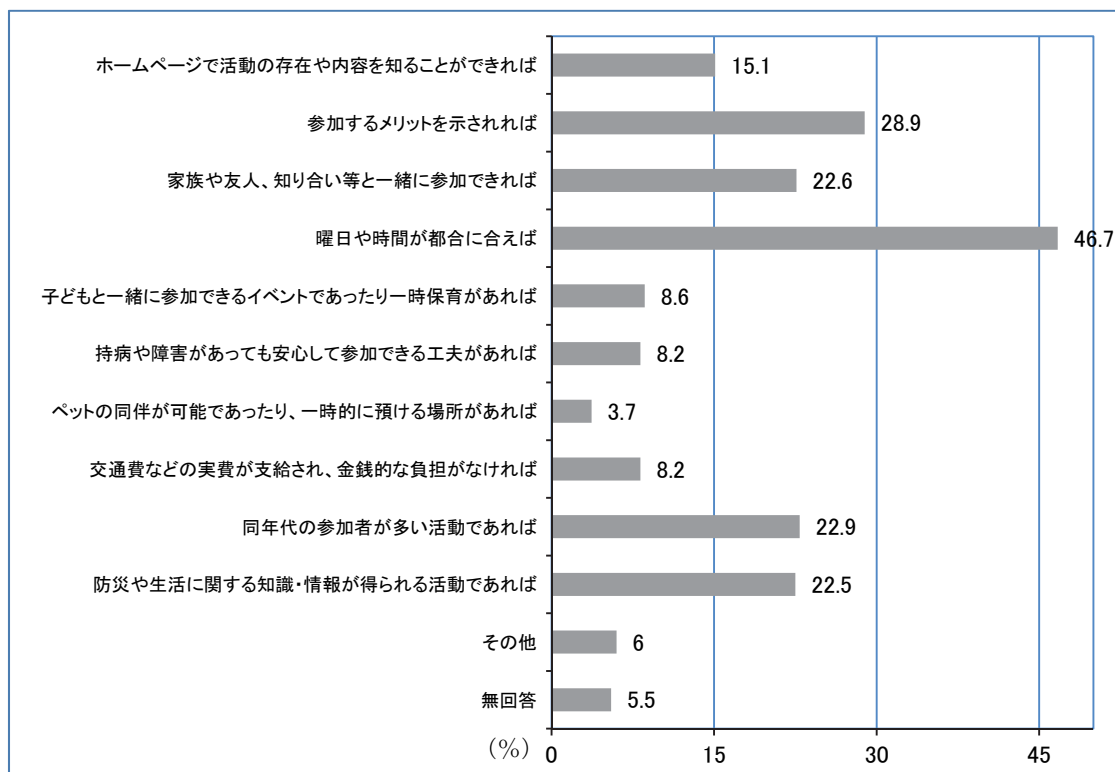
自治会町内会に未加入で、活動等に参加したことがない方の割合が最多となっています。また、加入していても、活動等に参加したことがない方の割合が次に多く、活動等に参加を促す取組が課題となっています。

反面、家族や友人、同年代等の参加者がいれば参加しやすいとの意見が多くみられます。

### (ア) 自治会町内会活動、地域イベントへの参加有無



### (イ) 自治会町内会の「活動に参加できるようになる」／「今まで以上に参加しやすくなる」と思う工夫（3つまで）

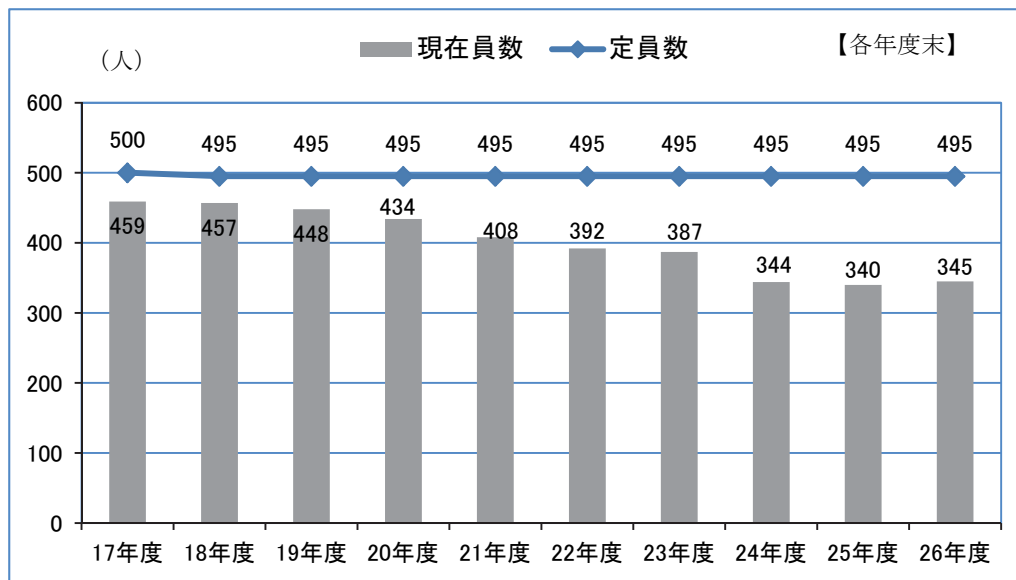


(各出典)平成27年度中区区民意識調査【10月末時点】

### ③中区の消防団員数、民生委員・児童委員数

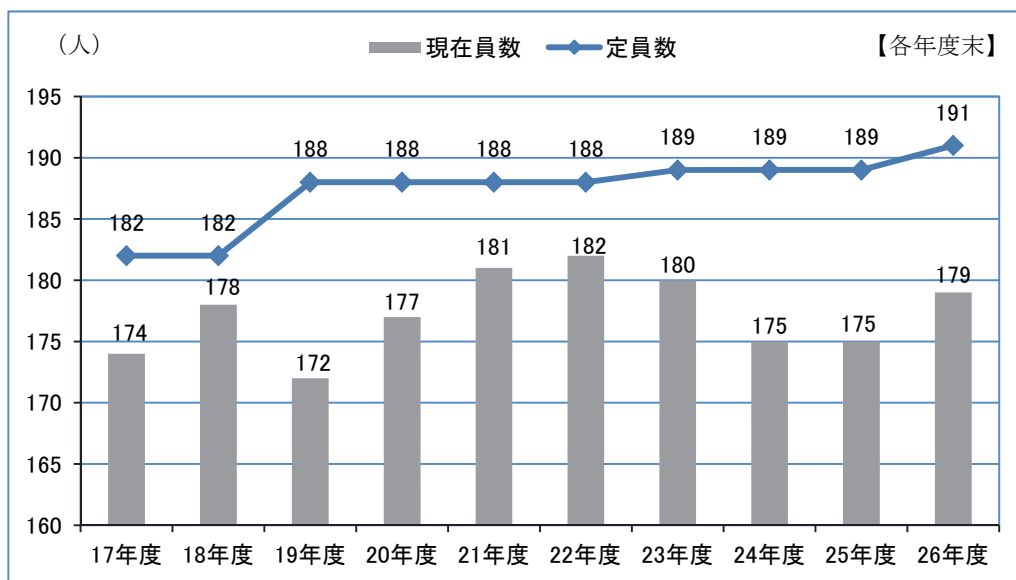
ここ10年、消防団員数、民生委員・児童委員数とも定員割れの状態が継続しており、地域活動における担い手不足が課題となっています。

#### (ア) 消防団員数



(出典)消防局消防団課

#### (イ) 民生委員・児童委員数

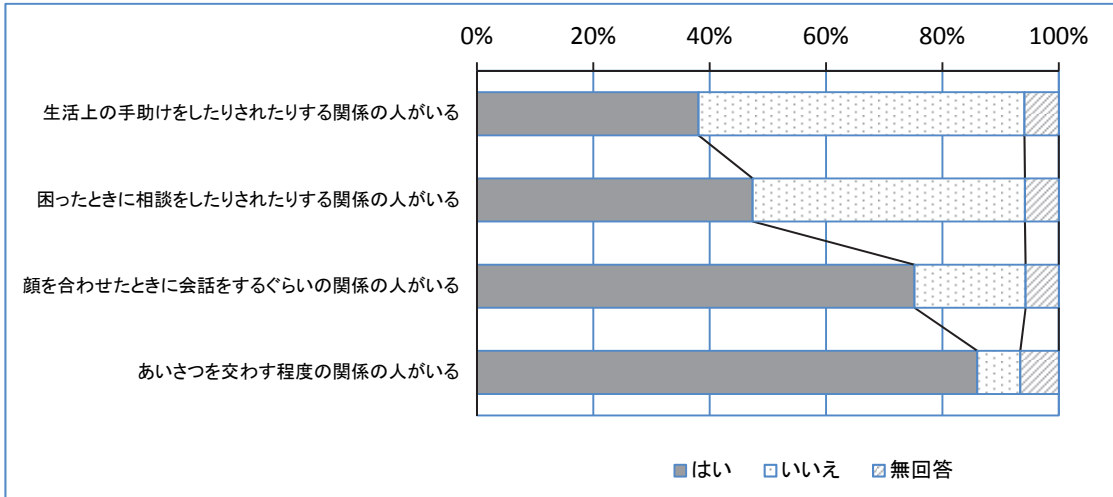


(出典)第94回横浜市統計書

#### ④中区での日常生活における隣近所との付き合い状況

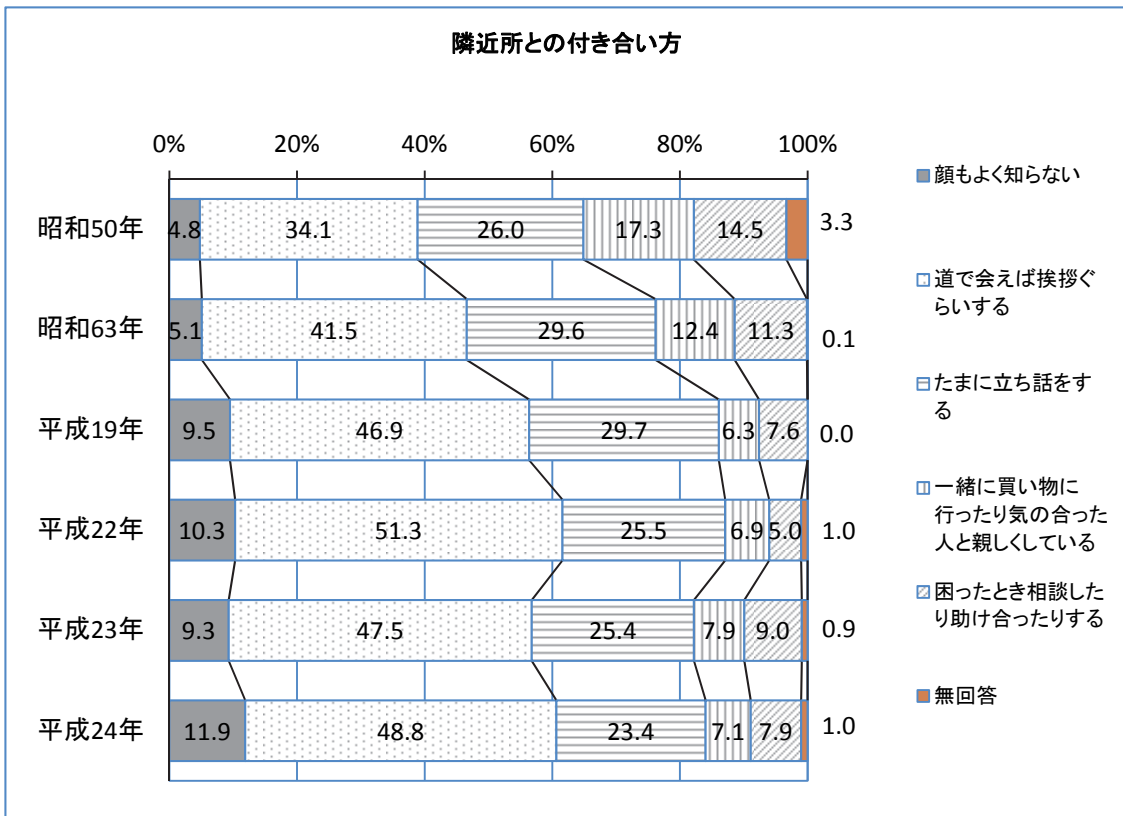
「あいさつを交わす程度」がもっとも多く、付き合いの密度が高くなるにつれて減少傾向にあります。付き合いの密度が最も高いと思われる「生活上の手助けをしたりされたりする関係の人がいる」割合は、4割弱となっています。

＜隣近所や身近な地域で、日常生活でどの程度の付き合いをしている人がいるか（中区）＞



(出典)平成24年度中区区民意識調査【6月末時点】

#### 【参考】＜横浜市＞



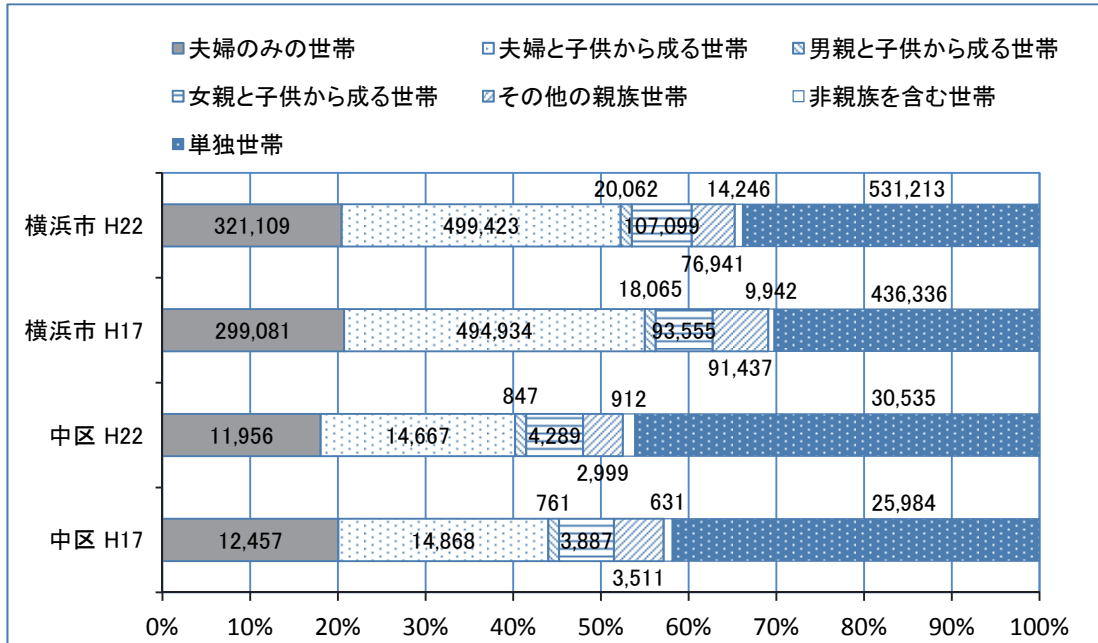
(出典)横浜市民意識調査(平成24年度)



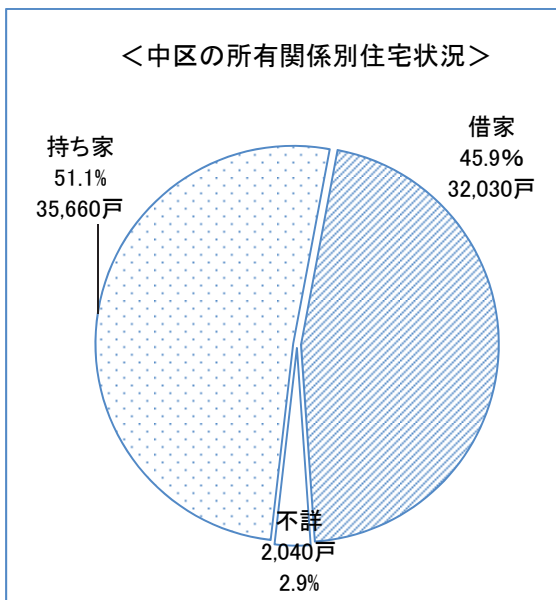
### ⑤家族類型ごとの世帯数

中区は、横浜市平均と比べ、単独世帯（単身世帯）が多いのが特徴です。

また、横浜市平均と比べ、高い借家率となっており、都心部である中区の特徴の一つとなっています。

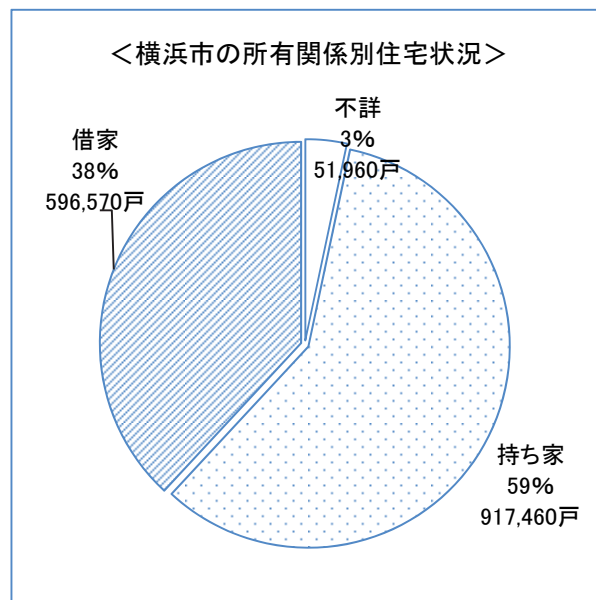


(出典)平成17・22年国勢調査【各年10月1日時点】



(出典)中区統計便覧(2015年版)

【平成26年10月1日時点】

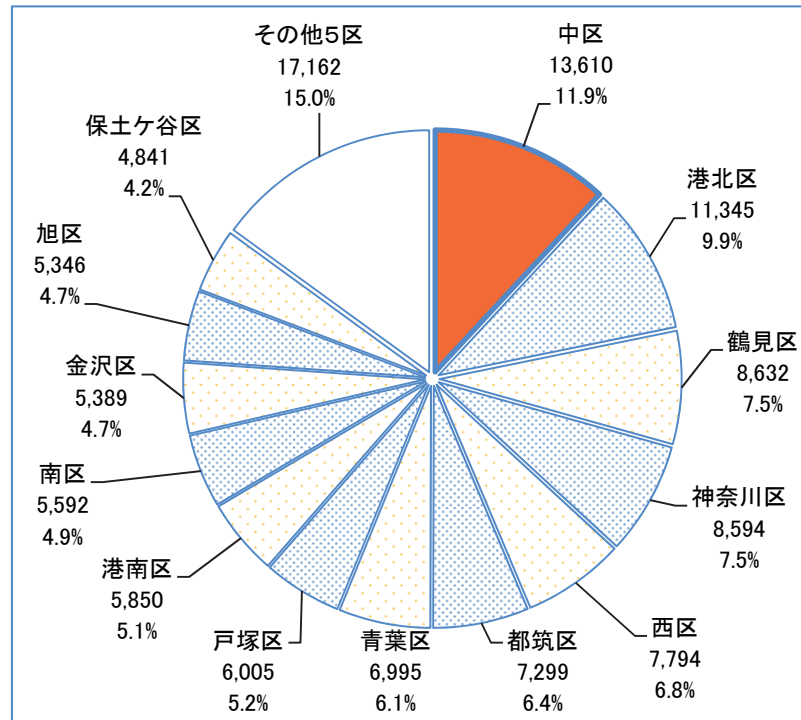


(出典)第94回横浜市統計書

【平成25年10月1日時点】

### ⑥中区内の事業所数

中区は、18区で最も事業所数が多く、特徴の1つとなっています。  
地域のまちづくりは、企業等と一緒に進めていくことが重要です。

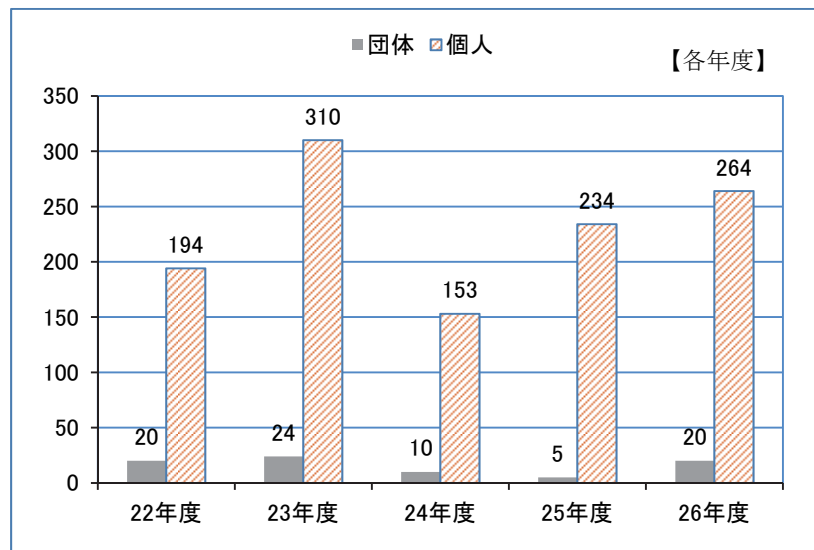


(出典)中区統計便覧(2015年版)

【平成24年2月1日時点】

### ⑦中区ボランティアセンターへのボランティア登録グループ数

東日本大震災(平成23年)があった年は飛躍的に増加し、その翌年の増加数は低下しましたが、ここ2年の登録数は増加傾向にあります。

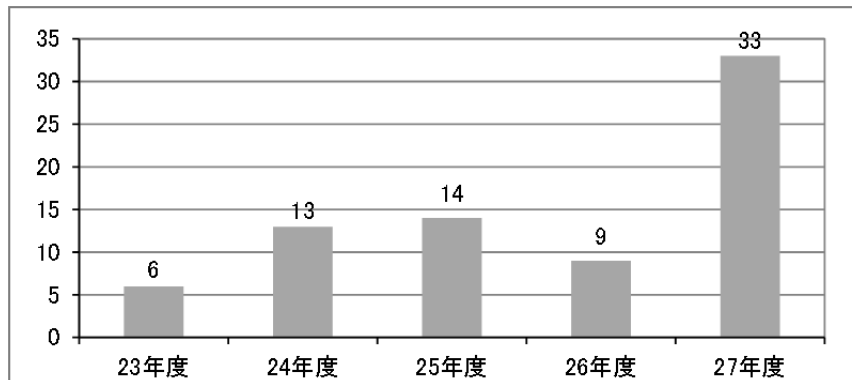


(出典)横浜市中区社会福祉協議会

## ⑧中区の区民要望件数

協働の視点から中区役所の各地区別担当が各地区に働きかけ、地域課題の共有化・吸い上げを行った結果、区民要望件数は、平成27年度から飛躍的に増加しました。

地域自治を推進するうえで、広聴機能の重要性が高まってきています。



(出典)中区区政推進課

## ケ まとめ

これまでに見た現在の中区をめぐる社会状況をまとめると、現在の中区は、次のような状況にあるといえます。

- ・少子高齢化が、一層進展しています。
- ・市平均と比べ、転出入者が多い・借家率が高い・単身世帯が多い等の要因から、定住率が低く人口流動が大きい区となっており、地域コミュニティ形成や、地域活動の担い手確保などで難しい面があります。
- ・昼間人口が多いことから、企業や学校なども、防災、防犯等の地域活動の大切な担い手として自主的参加を促進する取組が重要です。
- ・バス、電車等による移動の利便性や、中心市街地の整備・景観など、都心部ならではの利便性・インフラ整備の充実さを誇る一方、日常の生活道路や自転車交通等に課題があります。
- ・防災、防犯、救急医療の充実、こどもの教育・青少年の健全育成や、子育て・障害者・高齢者のための支援・施設整備などが重要な課題です。
- ・行政や地域の情報の入手は、回覧板、広報よこはま等の紙媒体がよく活用されています。これらをより一層充実させる一方で、行政・地域情報の入手方法について、多様な媒体の開発が必要です。電子媒体の活用などにより、区民の皆様にとって更にわかりやすく、入手しやすくなるよう工夫していく必要があります。
- ・外国人人口が多く、国際色豊かなまちを形成しています。外国人向けの広報も含め、多文化共生の取組が重要です。
- ・要介護認定者、要保護児童等、生活保護受給者、障害者が増加傾向にあり、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、地域全体での支えあいがいより重みを増してきています。
- ・平均寿命・健康寿命ともに低く、継続した健康づくりを進めて行く必要があります。
- ・自治会町内会への加入率・地域活動への参加経験が低く、加入率の向上と活動に参加しやすくするための工夫が求められています。

第2章では、これまでに見た過去の振り返り、現状分析などを踏まえた上で、今後5年間進めて行く第3期計画について、その基本理念などの枠組をまとめていきます。

### 中区の地勢・施設等をめぐる状況や人・交通の流れの変化

中区の面積は、21.20km<sup>2</sup>。そのうち、北部の平地は、港側からビジネス街、繁華街、そして住宅街が主体となっています。中南部は、内陸側が高台で昔からの住宅地があります。海岸側は、全て埋め立てられています。北側は、新港・山下公園などの観光地、南側は埠頭・製油所などの重化学工業地帯となっており、横浜港の中心となっています。

河川は、大岡川と分流である中村川が横断しています。交通は、JR根岸線、市営地下鉄線、京浜急行線、みなとみらい線の4本の鉄道とともに、幹線道路を中心としたバスが運行されています。水上バスも運行されています。

現在、横浜市中期4か年計画では、『魅力と活力あふれる都市の再生』戦略を策定し、「都心臨海部の魅力向上」に取り組んでいます。また、26年に「横浜港港湾計画」を改訂し、27年には「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定しました。山下ふ頭については、「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定し、ハーバーリゾートの形成を目指しています。

このように、今後、都心臨海部の再編、山下ふ頭再整備、新市庁舎の建設や関内・関外地区の活性化、横浜マラソンやラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等大規模スポーツ大会のための環境整備などが予定されています。

こうしたまちづくり・賑わいづくりと連動して、暮らしや職場をめぐる環境が変化し、今後、人の流れや交通の流れに変化が起こることが予想されます。